

資料編

令和4年1月改訂

八百津町防災会議

八百津町地域防災計画 資料編

S1-1-01-01	八百津町防災会議条例.....	S-1
S1-4-01-01	八百津町の位置・面積等.....	S-3
S1-4-03-01	八百津町の災害履歴.....	S-3
S1-4-03-02	南海トラフ地震等被害想定（八百津町）.....	S-6
S1-4-03-03	南海トラフ地震に関連する情報.....	S-7
S2-3-02-01	町民に普及啓発を図る基本的事項.....	S-8
S2-4-01-01	訓練方法・留意点.....	S-8
S2-6-01-01	災害救援ボランティアの登録.....	S-8
S2-8-01-01	ヘリコプター発着場選定基準.....	S-9
S2-8-01-02	ヘリコプター離着陸場の標示.....	S-10
S2-8-01-03	発着可能ヘリポート.....	S-11
S2-9-01-01	岐阜県防災行政無線システム系統図.....	S-12
S2-9-01-02	八百津町防災行政無線システム系統図.....	S-13
S2-9-01-03	防災相互通信用無線システム系統図.....	S-14
S2-9-03-01	無線局の種別、呼出名称、設置場所等.....	S-14
S2-10-01-01	消防組織.....	S-17
S2-16-04-01	避難場所・避難所一覧.....	S-23
S2-16-09-01	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設.....	S-34
S2-18-03-01	避難行動要支援者名簿の作成に関する事項.....	S-34
S2-23-02-01	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧表.....	S-37
S2-23-02-02	土砂流出防止対策が必要な砂防指定地溪流.....	S-41
S2-23-03-01	地すべり危険箇所.....	S-42
S2-23-06-01	山地に起因する災害危険地区数.....	S-42
S2-23-06-02	山腹崩壊危険地区.....	S-42
S2-23-06-03	崩壊土砂流出危険地区.....	S-43
S2-24-02-01	防災重点農業用ため池状況一覧表.....	S-44
S3-1-01-01	本部員会議の開催.....	S-46
S3-1-01-02	警報発表基準.....	S-47
S3-1-01-03	東海地震に関連する情報.....	S-48
S3-1-01-04	東海地震に関連する情報発令時の広報事項.....	S-48
S3-1-01-05	事前避難体制.....	S-49
S3-1-01-06	東海地震に関する情報発令時の消防対策措置.....	S-49
S3-1-01-07	東海地震に関する情報発令時の水防予防措置.....	S-49
S3-1-01-08	病院（診療所）防災措置.....	S-50
S3-1-02-01	体制等の伝達系統.....	S-51
S3-1-02-02	町本部員の身分証明.....	S-52
S3-1-02-03	職員動員の伝達系統.....	S-52
S3-1-02-04	強制従事命令による要員確保.....	S-53
S3-3-01-01	自衛隊派遣要請方法.....	S-55
S3-3-01-02	自衛隊派遣要請窓口.....	S-55
S3-4-01-01	防災関係協定書・覚書一覧.....	S-56

S3-5-01-01	強制従事による輸送力確保	S-58
S3-7-02-01	警報等の伝達系統	S-59
S3-7-02-02	地震情報・震度情報の伝達系統	S-61
S3-8-01-01	被害状況の調査責任者	S-62
S3-8-01-02	被害情報等の収集	S-63
S3-8-01-03	被害程度の判定の基準	S-64
S3-8-01-04	住家等の一般被害状況調査方法	S-65
S3-8-01-05	商工業・観光施設の被害状況調査方法	S-66
S3-8-01-06	農業の被害状況調査方法	S-66
S3-8-01-07	林業の被害状況調査方法	S-67
S3-8-01-08	教育関係施設の被害程度判定及び用途別区分の基準等	S-67
S3-9-01-01	広報内容	S-68
S3-9-01-02	災害警備広報	S-68
S3-10-01-01	出火等の防止措置	S-70
S3-10-01-02	報告の種別及び報告期	S-70
S3-10-05-01	救出対象者	S-71
S3-10-05-02	災害救助法による被災者救出の実施基準	S-71
S3-11-01-01	水防に関する配備体制	S-72
S3-11-01-02	丸山ダム洪水調節のための放流時の体制	S-72
S3-11-01-03	非常警戒の巡回時の留意点	S-73
S3-13-01-01	指定積雪量観測点	S-73
S3-13-01-02	降積雪による対策本部体制	S-73
S3-13-02-01	降雪・除雪等に関する情報の連絡系統	S-73
S3-17-02-01	周知徹底事項	S-75
S3-17-02-02	避難者の収容保護	S-75
S3-17-02-03	避難に当たっての留意事項	S-76
S3-17-02-04	避難所の指定	S-77
S3-17-03-01	避難所の開設場所	S-78
S3-17-04-01	避難所における措置	S-78
S3-18-01-01	炊き出し可能施設	S-79
S3-18-01-02	炊出しの献立	S-79
S3-18-01-03	災害救助法に基づく食料供給実施基準	S-80
S3-18-01-04	食品衛生に関する留意点	S-82
S3-18-02-01	給水拠点所在地	S-83
S3-18-02-02	給水の優先順序	S-85
S3-18-02-03	災害救助法に基づく給水実施基準	S-85
S3-18-03-01	物資供給拠点	S-85
S3-18-03-02	物資供給対象者	S-86
S3-18-03-03	物資輸送の留意点	S-86
S3-19-01-01	在宅の要配慮者対策	S-86
S3-21-03-01	住宅対策等の調査事項	S-87
S3-21-03-02	住宅対策に関する各種制度の調査事項・留意点	S-87
S3-21-04-01	仮設住宅入居者条件	S-87

S3-21-04-02	仮設住宅建設のための応援要請.....	S-87
S3-21-04-03	仮設住宅の建設と管理.....	S-88
S3-21-05-01	被災住宅応急修理対象世帯.....	S-89
S3-21-05-02	被災住宅応急修理基準.....	S-89
S3-21-05-03	被災住宅応急修理期間.....	S-89
S3-21-05-04	障害物除去対象世帯.....	S-89
S3-21-05-05	住宅融資制度.....	S-91
S3-21-05-06	生活保護法による家屋修理.....	S-92
S3-22-01-01	医療班の編成.....	S-93
S3-22-01-02	医療及び助産・救助の対象.....	S-93
S3-22-01-03	費用の基準.....	S-93
S3-23-01-01	行方不明者の捜索の流れ.....	S-94
S3-23-01-02	応援要請時に明示する事項.....	S-94
S3-23-01-03	埋葬の実施の留意点.....	S-95
S3-24-01-01	感染症予防委員の選任.....	S-96
S3-24-01-02	防疫班の編成.....	S-96
S3-24-01-03	鼠族昆虫等の駆除手順.....	S-96
S3-24-01-04	消毒方法の基準.....	S-97
S3-26-01-01	収集順序決定の留意点.....	S-97
S3-26-01-02	ごみの処分手順.....	S-97
S3-26-02-01	し尿の汲取手順.....	S-98
S3-26-02-01	仮設トイレの設置手順.....	S-98
S3-28-01-01	義援金品の募集配分機関.....	S-99
S3-28-01-02	義援金品の募集・配分に関する事項.....	S-99
S3-28-01-03	義援金品の配分基準.....	S-100
S3-28-01-04	義援金品の配分時期.....	S-100
S3-28-01-05	義援金品の募集・配分にかかる費用.....	S-100
S3-30-01-01	施設機能の応急対策.....	S-101
S3-31-01-01	応急復旧の目標期間の設定.....	S-102
S3-31-02-01	下水道施設の災害応急対策.....	S-102
S3-32-01-01	授業実施のための校舎等施設の確保.....	S-103
S3-32-01-02	校舎等施設確保のための応援要請事項.....	S-103
S3-32-01-03	教育職員欠損時の確保方法.....	S-103
S3-32-02-01	応急授業実施時の留意点.....	S-104
S3-32-02-02	学校その他文教施設の清掃の留意点.....	S-104
S3-32-03-01	給食関係被害調査結果の報告の系統.....	S-104
S3-32-03-02	給食実施時の留意点.....	S-105
S3-32-03-03	防疫実施時の留意点.....	S-105
S3-32-04-01	指定文化財一覧.....	S-106
S3-32-05-01	災害救助法による学用品支給条件.....	S-108
S3-32-05-02	確保すべき学用品.....	S-108
S4-3-02-01	激甚災害に係る財政援助措置.....	S-109
S4-4-01-01	災害援護資金の貸付対象・内容・条件.....	S-110

S4-4-01-02	生活福祉資金の貸付対象・内容・条件	S-111
S4-4-01-03	母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付対象・内容・条件	S-112
S4-4-02-01	救助の報告を要する事項・内訳	S-113
S4-4-02-02	災害救助法適用基準	S-115
S4-4-02-03	救助の種類と実施者	S-116
S4-5-01-01	被災中小企業の自立支援対策	S-117
S4-6-01-01	農業関係資金	S-117
S4-6-01-02	林業関係資金	S-117

S1-1-01-01 八百津町防災会議条例

改 正 平成9年12月25日 条例第22号
平成12年3月27日 条例第2号
平成24年10月1日 条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、八百津町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 八百津町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 国及び県の関係地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 岐阜県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (3) 町議会議長
 - (4) 町長がその内部の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 可茂消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 指定公共機関、指定地方公共機関及びその他これらに準ずる機関のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、21人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年12月25日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月1日条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第5項の規定により新たに任命された委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、任命の日から、その任命の際現に委員会の委員である者の任期満了の日までとする。

S1-4-01-01 八百津町の位置・面積等

緯度・経度・海拔

八百津町役場（岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2）	
東経	137° 08' 40"
北緯	35° 28' 22"
海拔	113.7m

面積・ひろがり

面積	128.81km ²
ひろがり	東西 19.8km
	南北 11.2km

S1-4-03-01 八百津町の災害履歴

風水害履歴

八百津町及び周辺地域で明治時代以降に発生した水害で、木曾川や飯田川などで氾濫による被害の履歴。

年月日	種別	河川	被害概要
1881/05/06	洪水	木曾川	木曾川流域の堤防が35箇所で決壊。羽栗・中島・山県・厚見・方県・安八・加茂・海西の79か村が被災。
1884/07/01	洪水	木曾川	木曾川洪水により黒瀬、下町・芦渡にて家屋流失2戸。
1890/10/06	暴風雨	—	暴風雨で恵那郡・加茂郡・益田郡・吉城郡などが被害。
1896/08/30	暴風雨	—	暴風雨により県内全域に被害。死者26名、家屋全壊5,606戸、家屋半壊3,594戸。
1907/08/15	暴風雨	—	美濃地方は暴風雨。加茂郡・可児郡・武儀郡の被害大。死者1名、家屋崩壊257戸。
1911/06/28	洪水	木曾川 長良川	木曾川・長良川が出水。中濃地方被害甚大。家屋流失・崩壊5戸。家屋浸水1,154戸。堤防の決壊47箇所。
1934/09/21	台風	—	『室戸台風』。岐阜県内死者15名、家屋全壊1,163戸、半壊2349戸。
1952/07/--	大雨	—	集中豪雨のため久田見村被害甚大。
1953/07/--	洪水	木曾川	『木曾川大洪水』。八百津に避難命令。
1959/09/26	台風	—	『伊勢湾台風』。中心気圧895hPa、最大風速75m。八百津町では死者1名、重傷者13名、全半壊家屋671戸。災害救助法が適用。
1961/09/16	台風	—	『第2室戸台風』。被害家屋半壊81戸。県災害救助法が適用。
1963/05/--	大雨	—	5月～6月。長雨による被害約130,000千円。
1964/09/24	台風	—	台風20号による被害家屋全半壊90戸。
1967/07/--	大雨	—	集中豪雨による被害額59,042千円。梅雨前線、低気圧により西濃地方、中濃地方、東濃地方山間部に大雨。死者・行方不明者2名、床上床下浸水約2,780戸。
1968/08/17	台風	—	台風7号、前線による大雨。益田郡南部、郡上郡南部、加茂郡・恵那郡の一部に集中豪雨。死者・行方不明者14名、家屋全半壊、流失など130戸。
1983/09/28	台風	—	台風10号崩れで県内は大雨。美濃加茂市を中心に各地に大きな被害。死者4名のほか住家被害2,690余戸。美濃加茂市・坂祝町・白川町など被害は中濃地域に集中。

年月日	種別	河川	被害概要
1992/08/12	集中豪雨	—	中濃地方に集中豪雨。床上浸水やがけ崩れが相次ぐ。
2010/07/15	大雨	—	大雨により洪水警報発令。死者3名（八百津町野上）、全壊家屋3棟、半壊家屋3棟、一部破損3棟、床上浸水8棟、床下浸水60棟。 路側、法面崩壊等130箇所、護岸流等77箇所。
2011/09/21	台風	—	台風15号により、八百津町に土砂災害警戒情報が発表された。この台風により、隣接する御嵩町の次月地区では国道21号を寸断する土砂崩れが発生。死者1名。
2018/09/04	台風	—	台風21号による暴風により、3日～4日間停電が発生。久田見浄水場、潮南浄水場の機能が停止し断水。停電による携帯通信局の機能停止により携帯電話が使用不可。倒木による電話線断線や停電により固定電話も使用不可。倒木や電柱が倒れ、主要道路などが通行止め。

※八百津町史 通史編（八百津町史編纂委員会／八百津町）、岐阜県HP、社団法人全国治水砂防協会HPより整理

地震災害

八百津町及び周辺地域で発生した地震の履歴。

年月日	地震名	震央	被害概要
1585/11/29	天正地震	飛騨白川	M=7.9あるいは8.0～8.1。活断層による直下型地震。
1854/06/13		—	M=6.9。
1854/11/04	安政東海道沖地震	—	M=8.4。
1854/11/05	安政南海道沖地震	—	M=8.4。
1855/02/01		—	M=6.75。
1855/10/02	江戸地震	—	M=6.9。
1858/02/26	飛越地震	—	M=7.0～7.1。
1885/01/17	—	—	加茂・武儀両郡に強震。
1889/05/12	—	—	美濃南部に強震。加茂・武儀・可児各郡に及ぶ。
1891/10/28	濃尾地震	根尾谷付近	M=8.0、内陸直下型地震。地震の及んだ範囲は九州全土から東北まで。全国では死者7,273名、全壊・焼失家屋142,000戸。八百津町では死者1名、負傷者1名、半壊家屋12戸。
1906/04/20	—	—	美濃・飛騨に強震。益田郡内が特に被害が甚大。
1907/10/27	—	—	益田・武儀・加茂の三郡に強震あり。
1944/12/07	東南海地震	遠州灘	M=8.0、岐阜県では震度5。岐阜県の被害、死者16名、負傷者38名、全壊家屋865軒、半壊家屋865軒。
1945/01/13	三河地震	愛知県南部	M=7.1、美濃地方では震度3。
1946/12/21	南海道地震	紀伊半島沖	M=8.1、岐阜県では強震。奥羽地方の北部と北海道を除くほとんどの地域で有感観測。全国では死傷者・行方不明6,603名、全半壊家屋35,105戸、焼失家屋2,598戸。岐阜県では死傷者78名、全半壊家屋1,552戸。日向灘から東京湾にかけて津波が発生。
1961/08/19	北美濃地震	—	石徹白地区が最も甚だしく、地割れ、山崩れ、道路の損壊。死者2名。
1969/09/09	美濃中部地	郡上郡北部	M=7.0、美濃地方では震度4。

	震		
1995/01/17	兵庫県南部地震	兵庫県南部	M=7.2、岐阜県では震度4。

※八百津町史 通史編（八百津町史編纂委員会／八百津町）、岐阜県災害史（岐阜新聞社）、岐阜県HPより整理

その他履歴

八百津町及び周辺地域で明治時代以降に発生したその他の災害履歴。

年月日	種別	被害概要
1889/1/	火災	黒瀬上町より出火。29戸焼失
1938/3/28	火災	杣沢火災発生。12戸（23棟）焼失。
1949/8/	火災	町有林火災発生。50町歩焼失。

S1-4-03-02 南海トラフ地震等被害想定（八百津町）

八百津町		南海 トラフ 巨大地震	養老-桑名 -四日市断 層帯地震	阿寺断層 系地震	跡津川 断層地震	高山・大原 断層帯 地震	
震度	最小	5.44	4.75	4.91	4.57	4.58	
	最大	5.67	5.42	5.35	5.18	5.08	
震度に対応 する人口比 (%)	震度4	0	0	0	0	0	
	震度5弱	0	9	1	31	95	
	震度5強	3	91	99	69	5	
	震度6弱	97	0	0	0	0	
	震度6強	0	0	0	0	0	
	震度7	0	0	0	0	0	
PL値 (液状化指数)	最小	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	最大	10.45	0.64	0.00	0.00	0.00	
PL値に対応 する面積比 (%)	対象外	94	94	100	100	100	
	0-5	0	6	0	0	0	
	5-15	6	0	0	0	0	
	15-	0	0	0	0	0	
建物 被害	全壊 (棟)	揺れ	34	0	1	0	0
		液状化	16	1	0	0	0
		急傾斜地	0	0	0	0	0
	半壊 (棟)	揺れ	513	77	117	53	25
		液状化	25	1	0	0	0
	合計 (棟)	全壊	50	1	1	0	0
半壊		538	78	117	53	25	
火災	午前5時	炎上出火件数	0	0	0	0	0
		残火災件数	0	0	0	0	0
		焼失棟数	0	0	0	0	0
	午後12時	炎上出火件数	0	0	0	0	0
		残火災件数	0	0	0	0	0
		焼失棟数	0	0	0	0	0
	午後6時	炎上出火件数	1	0	0	0	0
		残火災件数	0	0	0	0	0
		焼失棟数	1	0	0	0	0
人的 被害	午前5時	死者数	2	0	0	0	0
		負傷者数	107	15	23	10	5
		重症者数	4	0	0	0	0
		要救出者数	4	0	0	0	0
	午後12時	死者数	1	0	0	0	0
		負傷者数	68	12	17	9	5
		重症者数	5	0	0	0	0
		要救出者数	2	0	0	0	0
	午後6時	死者数	1	0	0	0	0
		負傷者数	67	11	16	8	4
		重症者数	4	0	0	0	0
		要救出者数	3	0	0	0	0
避難者数(建物被害及び焼失)		301	37	56	25	12	
帰宅困難者		38					

※岐阜県防災課発表（平成25年2月）

S1-4-03-03 南海トラフ地震に関連する情報

情報名	内容等	防災対応
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または、調査を継続している場合	岐阜県からの情報を受け、防災安全室は、関係課に周知し所要準備を図る。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	巨大地震の発生に警戒が必要な場合	警戒体制（第2警戒配備） 各課にて情報収集、施設点検、連絡体制の確認等
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	巨大地震の発生に注意が必要な場合	警戒体制（第2警戒配備） 各課にて情報収集、施設点検、連絡体制の確認等 ※事態がさらに進展することが予想される場合は、第1非常配備に切り替え、情報収集、避難対策等を講じる
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	防災安全室は関係課と情報共有等図る

※事前避難体制、消防対策措置、水防予防措置、病院（診療所）防災措置等は、東海地震体制に準ずる

S2-3-02-01 町民に普及啓発を図る基本的事項

- ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクト、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- イ 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動
- ウ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- エ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

S2-4-01-01 訓練方法・留意点

- ア 応急対策体制の確認、評価等
防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。
- イ 町民の防災意識の高揚
町民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害発生時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講じることができるよう、実践的な訓練により防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
- ウ 要配慮者等の配慮
要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

S2-6-01-01 災害救援ボランティアの登録

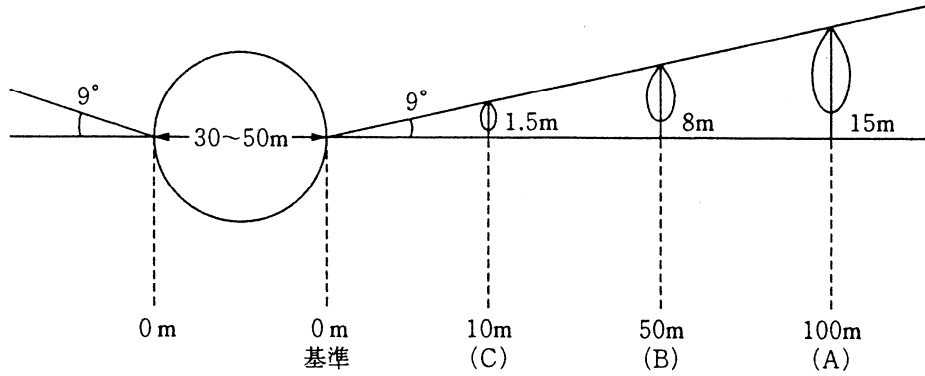
町は、町社協が行う、迅速・円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導・支援するものとする。また、ボランティアの登録状況について、把握しておく。

なお、町社協は、次の要領で災害救援ボランティアの登録受付を行う。

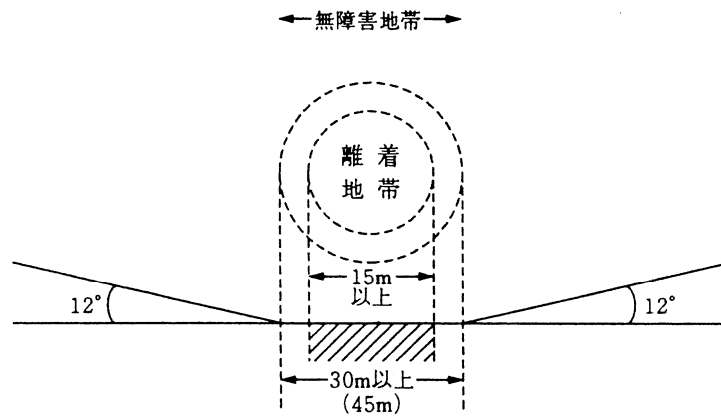
項目	内容
対象者	町内在住・在勤の個人、または拠点を有する企業・グループ・団体
登録後の活動要請	次の場合に町社協からボランティア活動を要請する。 ・災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合 ・災害が発生し、災害救援ボランティア活動が必要と認められる場合

S2-8-01-01 ヘリコプター発着場選定基準

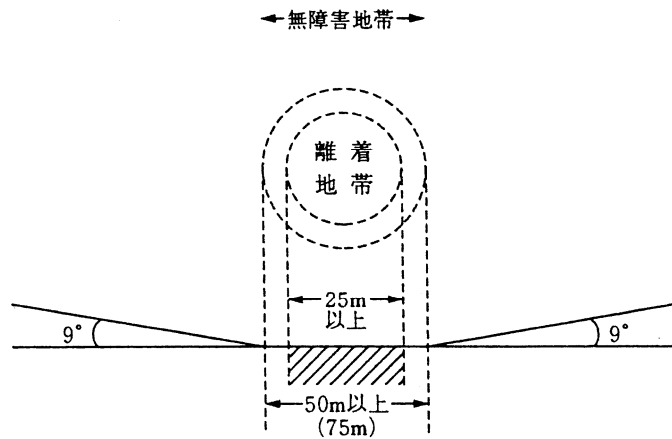
- ・地面は堅固で傾斜6度以内であること。
- ・周囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの面積があれば、下図のごとく障害物があっても離着陸可能。
- ・小型ヘリコプターについては、1機あたり直径30m以上、中型及び大型ヘリコプターにあつては、1機あたり直径50m以上の空地があること。
- ・大型ヘリコプターは無障害地帯150m×100mとする。



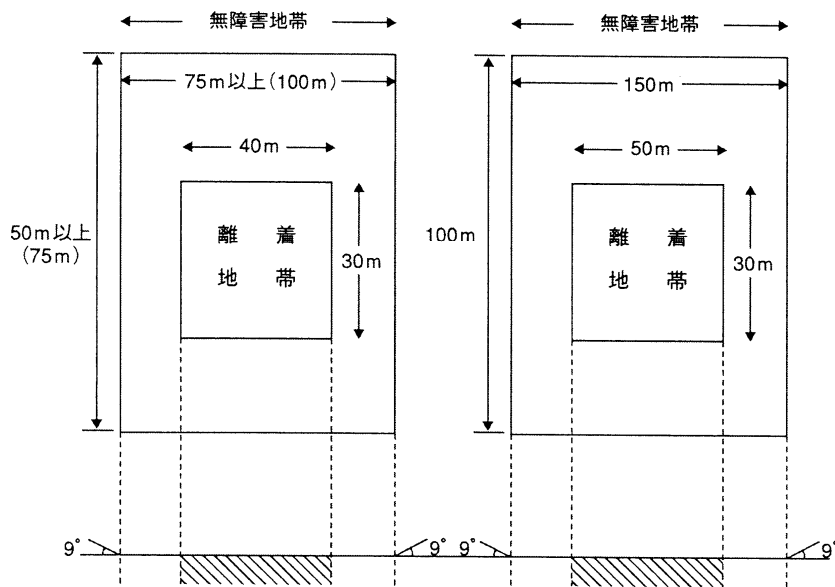
小型機（OH-6）の場合（カッコ内は夜間）



中型機（HU-1）の場合（カッコ内は夜間）



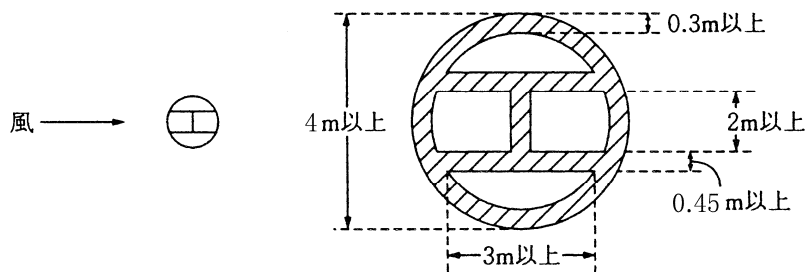
大型機（V-107）の場合（CH-47J）の場合



S2-8-01-02 ヘリコプター離着陸場の標示

- ・風向きに対して、石灰等で○Hを書くこと。

標示図

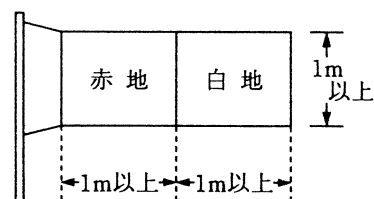
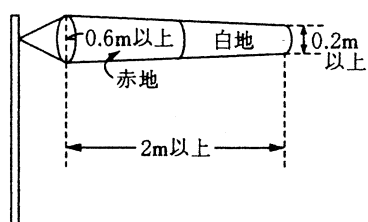


(注) 斜線内は白色、積雪時は赤色とする。

- ・ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹き流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。

(吹き流し)

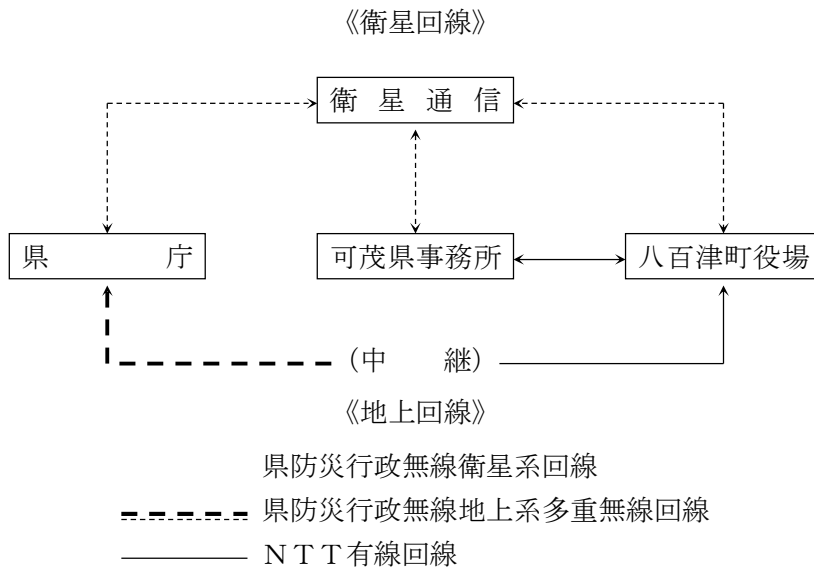
(旗)



S2-8-01-03 発着可能ヘリポート

名称	所在地 (住所)	町役場からの距離 (m)	広さ (m)
八百津小学校グラウンド	八百津3784	20	110× 80
旧八高運動場	八百津3390-2	200	100× 60
八百津中学校グラウンド	野上916-4	1, 800	100×200
蘇水公園グラウンド	伊岐津志2731-5	900	200×130
錦津小学校グラウンド	伊岐津志1806	2, 100	100× 50
久田見小学校グラウンド	久田見2741	12, 900	115× 60
八百津東部中学校グラウンド	久田見3376-1	13, 800	130× 80
福地運動場	福地775-3	17, 800	120× 55
潮南多目的運動場	潮見237-2	12, 300	120× 70
八百津高校グラウンド	伊岐津志2803-6	2, 400	100× 70

S2-9-01-01 岐阜県防災行政無線システム系統図



(通信方法)

1 県庁

(1) 県防災行政無線電話使用の場合

- ア 衛星回線・・・3-400-2-内線番号
- イ 地上回線・・・400-2-内線番号

(2) 内線電話使用の場合

- ア 衛星回線・・・7-3-400-2-内線番号
- イ 地上回線・・・7-400-2-内線番号

2 中濃振興局

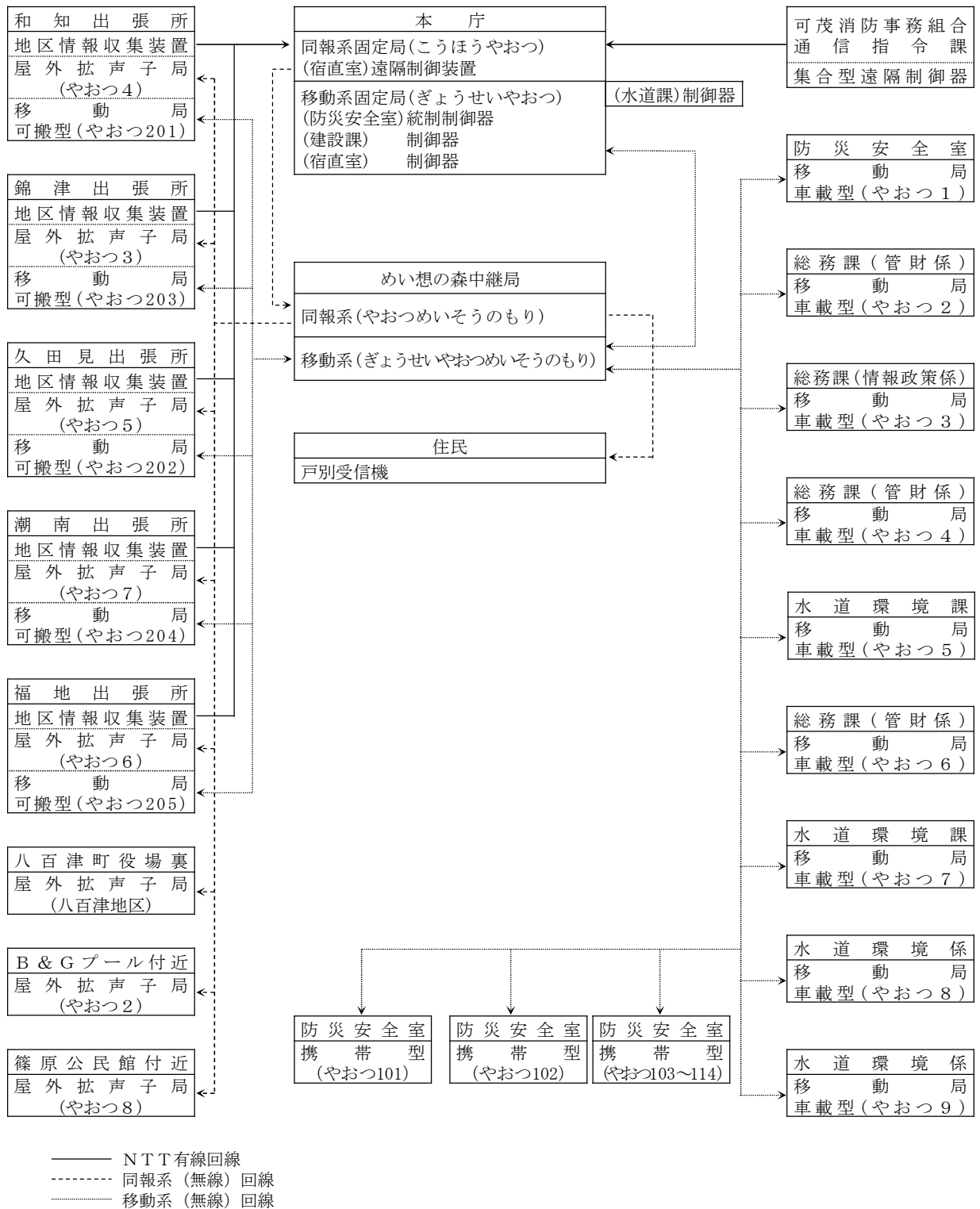
(1) 県防災行政無線電話使用の場合

- ア 衛星回線・・・3-510-2-内線番号
- イ 地上回線・・・510-2-内線番号

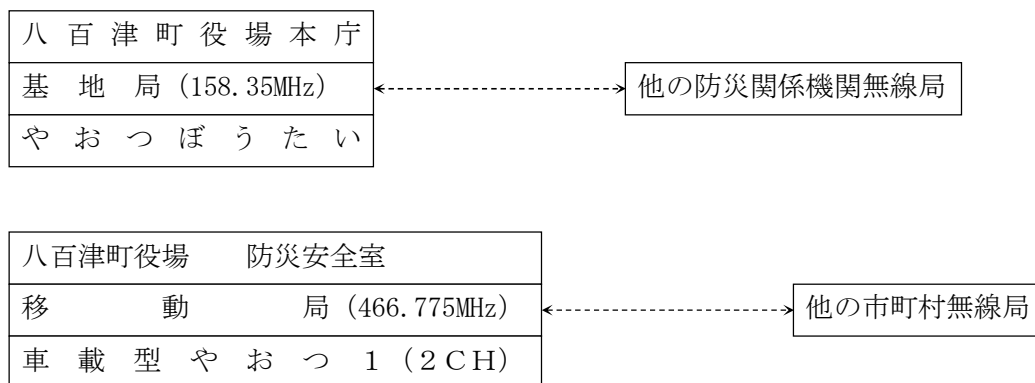
(2) 内線電話使用の場合

- ア 衛星回線・・・7-3-510-2-内線番号
- イ 地上回線・・・7-510-2-内線番号

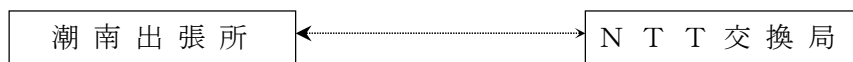
S2-9-01-02 八百津町防災行政無線システム系統図



S2-9-01-03 防災相互通信用無線システム系統図



孤立防止用無線電話システム系統



S2-9-03-01 無線局の種別、呼出名称、設置場所等

同報系

周波数 中継用：63.560MHz 通信用：69.765MHz

局の種別	呼出名称	設(常)置場所	周波数(MHz)
固定局	こうほうやおつ	送受信所・第1通信所 八百津町八百津3903番地2 八百津町役場構内 第2通信所 美濃加茂市加茂川町3丁目7番7号 可茂消防事務組合本部構内	63.560
〃	やおつめいそうのもり	八百津町八百津444番地の3 めい想の森中継所構内	63.560 69.765
〃	やおつ 2	八百津町八百津1763番地の1	69.765
〃	やおつ 3	八百津町伊岐津志1801番地の2	69.765
〃	やおつ 4	八百津町和知1692番地	69.765
〃	やおつ 5	八百津町久田見2745番地の2	69.765
〃	やおつ 6	八百津町福地775番地の1	69.765
〃	やおつ 7	八百津町潮見808番地の9	69.765
〃	やおつ 8	八百津町潮見1491番地の4	69.765

移動系

周波数 中継用：407.20MHz 通信用：466.7625MHz

局の種別		呼出名称	出力W	設(常)置場所	備考
固定局		ぎょうせいやおつ	0.01	八百津町八百津3903番地2 八百津町役場構内	407.20
〃		やおつめいそうのもり	0.01	八百津町八百津444番地3 めい想の森中継所構内	407.20
基地局		ぎょうせいやおつ めいそうのもり	5	送受信所 八百津町八百津444番地3 めい想の森中継所構内 第1通信所 八百津町八百津3903番地2 八百津町役場構内	466.7625 防災安全室 建設課 宿直室 水道環境課
陸上移動局	車載型	やおつ1	10	八百津町八百津3903番地2 八百津町役場構内 八百津町、その周辺	466.7625 防災安全室
〃	〃	やおつ2	10	八百津町八百津3903番地2 八百津町役場構内 八百津町、その周辺	466.7625 総務課 管財係
〃	〃	やおつ3	10	八百津町八百津3903番地2 八百津町役場構内 八百津町、その周辺	466.7625 総務課 情報政策係
〃	〃	やおつ4	10	八百津町八百津3903番地2 八百津町役場構内 八百津町、その周辺	466.7625 総務課 管財係
〃	〃	やおつ5	10	八百津町八百津3903番地2 八百津町役場構内 八百津町、その周辺	466.7625 水道環境課
〃	〃	やおつ6	10	八百津町八百津3903番地2 八百津町役場構内 八百津町、その周辺	466.7625 総務課 管財係
〃	〃	やおつ7	10	八百津町八百津3903番地2 八百津町役場構内 八百津町、その周辺	466.7625 水道環境課
陸上移動局	車載型	やおつ8	10	八百津町八百津3903番地2 八百津町役場構内 八百津町、その周辺	466.7625 水道環境課
〃	〃	やおつ9	10	八百津町八百津3903番地2 八百津町役場構内 八百津町、その周辺	466.7625 総務課 管財係

局の種別		呼出名称	出力W	設(常)置場所	備考
〃	可搬型	やおつ201	5	八百津町八百津3903番地2 八百津町役場構内 八百津町、その周辺	466.7625 防災安全室
〃	〃	やおつ202	5	八百津町八百津3903番地2 八百津町役場構内 八百津町、その周辺	466.7625 久田見出張所
〃	〃	やおつ203	10	八百津町八百津3903番地2 八百津町役場構内 八百津町、その周辺	466.7625 防災安全室
〃	〃	やおつ204	10	八百津町八百津3903番地2 八百津町役場構内 八百津町、その周辺	466.7625 潮南出張所
〃	〃	やおつ205	10	八百津町八百津3903番地2 八百津町役場構内 八百津町、その周辺	466.7625 福地出張所
〃	携帯型	やおつ101	1	八百津町八百津3903番地2 八百津町役場構内 八百津町、その周辺	466.7625 防災安全室
〃	〃	やおつ102	1	八百津町八百津3903番地2 八百津町役場構内 八百津町、その周辺	466.7625 防災安全室
〃	〃	やおつ103～114	4	八百津町八百津3903番地2 八百津町役場構内 八百津町、その周辺	466.7625 防災安全室

S2-10-01-01 消防組織

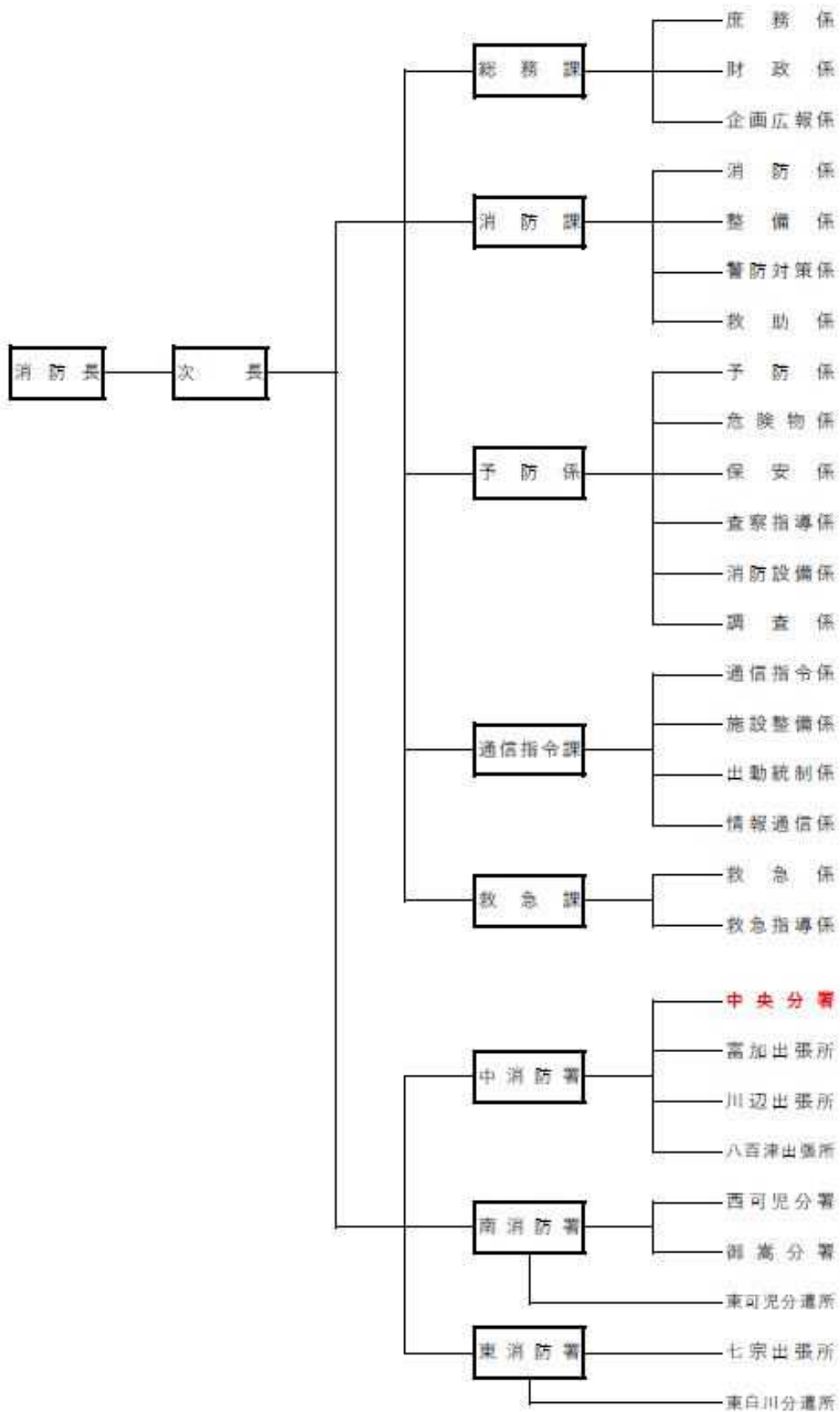
平成31年4月1日現在

編成	区域	班数	分団毎の人員(名)
消防団本部	全町	—	25 (ラッパ隊含む)
第1分団	八百津	5	65
第2分団	錦津	3	48
第3分団	和知	7	69
第4分団	潮南	3	24
第5分団	福地	2	30
第6分団	久田見	4	42
計			303

編成	区域	階級毎の人員
消防団本部	全町	団長・副団長
第1分団	八百津	分団長・副分団長・部長・班長・団員
第2分団	錦津	分団長・副分団長・部長・班長・団員
第3分団	和知	分団長・副分団長・部長・班長・団員
第4分団	潮南	分団長・副分団長・部長・班長・団員
第5分団	福地	分団長・副分団長・部長・班長・団員
第6分団	久田見	分団長・副分団長・部長・班長・団員
計		消防団定員 355

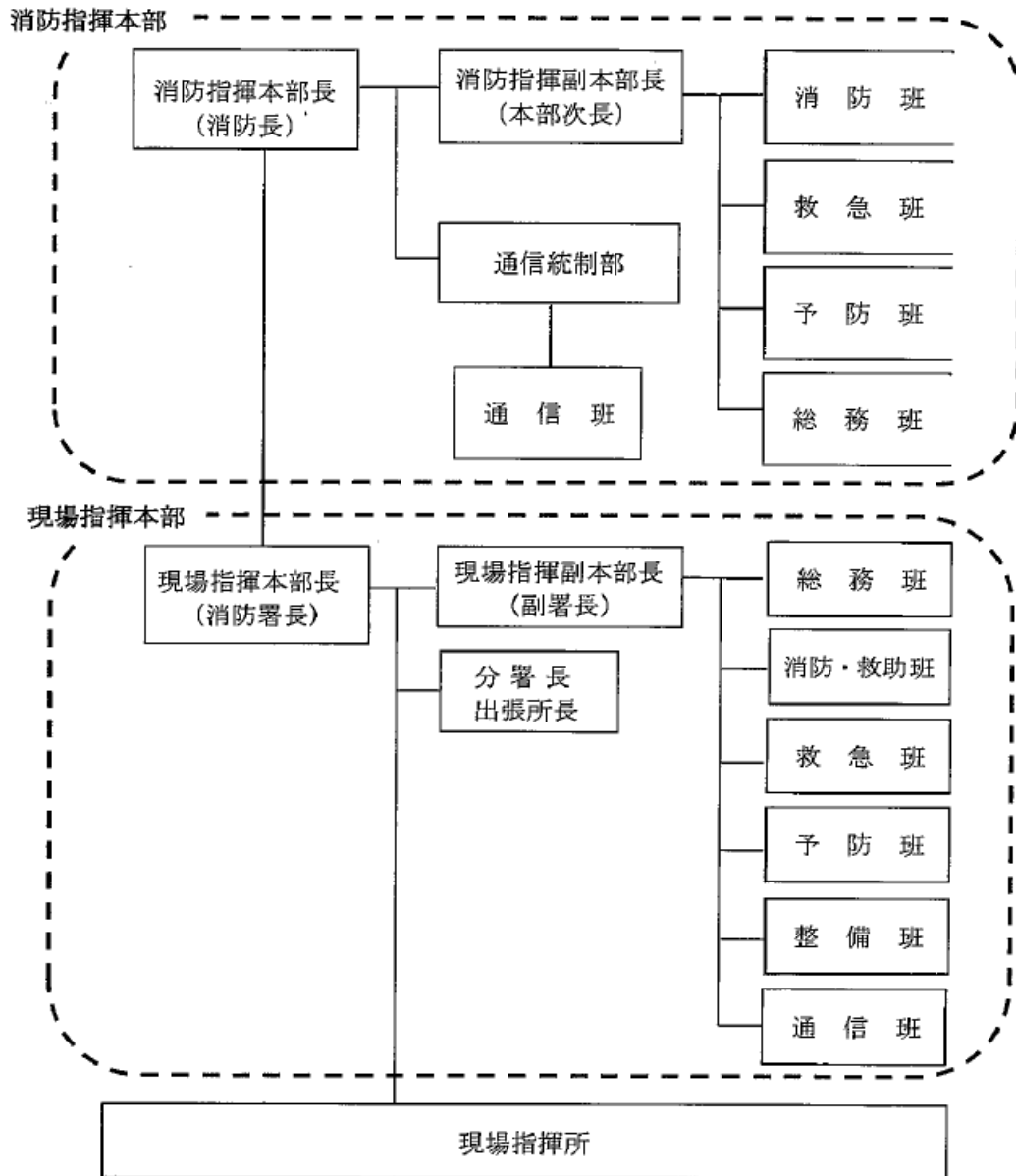
編成	区域	場所	階級毎の人員
可茂消防事務組合	八百津町管内	八百津出張所	出張所長・所長補佐・消防職員

可茂消防事務組合



災害時における組織

消防指揮本部及び現場指揮本部の組織



消防指揮本部等の組織及び任務分担表

名称	指揮者		班（班長）	任務
消防指揮本部	消防指揮本部長 （消防長）	指揮副本部長 （本部次長）	総務班 （総務課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部及び関係機関との連絡に関する事 2 活動状況の取りまとめ及び報告に関する事 3 庁舎等施設の保守に関する事 4 物資の調達に関する事（危険物を除く） 5 報道機関への広報等に関する事 6 り災職員及び家族等の被害調査並びに救護に関する事 7 他班に属さないこと 8 その他消防指揮本部長の特に命ずること
			消防班 （消防課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防指揮本部に運営に関する事 2 非常災害活動に関する事 3 消防隊の運用に関する事 4 消防機械の確保及び応急整備に関する事 5 消防資機材の確保に関する事 6 情報伝達に関する連絡員の派遣に関する事 7 消防団との連絡及び協議に関する事 8 緊急消防援助隊等部隊に関する事 9 救助活動に関する事 10 救助用資機材等の確保に関する事 11 その他消防指揮本部長の特に命ずること
			救急班 （救急課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急活動に関する事 2 救急隊の把握に関する事 3 救急用資機材等の確保に関する事 4 医療機関との連絡調整に関する事 5 その他消防指揮本部長の特に命ずること
			予防班 （予防課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の調査、記録及び資料に関する事 2 火災予防に関する事（危険物、火薬類等による二次災害、ガソリンスタンド施設状況） 3 災害情報の収集伝達に関する事 4 消防広報活動に関する事 5 その他消防指揮本部長の特に命ずること
	通信統制部	通信指令課長	通信班 （警防官）	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報又は、警戒宣言等の伝達に関する事 2 災害現場の状況把握に関する事 3 活動部隊の状況把握に関する事 4 通信運用及び無線統制に関する事 5 応援要請等の送受信に関する事 6 住民広報に関する事 7 その他現場指揮本部長の特に命ずること

現場指揮本部の組織及び任務分担表

名称	指揮者	班（班長）	任務
現場指揮本部	現場指揮本部長 （署長）	総務班 （庶務担当係長）	1 災害対策本部及び関係機関との連絡に関する事
			2 活動状況の取りまとめ及び消防指揮本部への報告に関する事
	現場副本部長 （本部次長）		3 庁舎等施設の保守に関する事
			4 物資の調達に関する事
			5 他班に属さないこと
			6 その他現場指揮本部長の特に命ずること
		消防・救助班 （消防担当係長） （救助担当係長）	1 消防隊の編成に関する事
			2 非常災害現場の把握に関する事
			3 非常災害の活動に関する事
			4 危険箇所等の警戒巡視に関する事
			5 消防隊の活動体制及び隊員の安全確保に関する事
			6 消防団との連絡及び協議に関する事
			7 消防警戒区域の設定に関する事
			8 救助隊の編成に関する事
			9 救助資機材等の確保に関する事
			10 救助隊の活動に関する事
			11 その他現場指揮本部長の特に命ずること
	現場指揮所	救急班 （救急担当係長）	1 救急隊の編成に関する事
			2 救急資機材等の確保に関する事
			3 救急隊の活動に関する事
			4 その他現場指揮本部長の特に命ずること
		予防班 （予防担当係長）	1 災害状況の調査、記録、資料及び証明に関する事
			2 火災予防に関する事
			3 災害情報の収集伝達に関する事
			4 消防広報活動に関する事
			5 その他現場指揮本部長の特に命ずること
		整備班 （整備担当係長）	1 消防機械の確保及び応急整備に関する事
			2 消防資機材等の確保に関する事
			3 人員及び消防資機材の搬送に関する事
			4 その他現場指揮本部長の特に命ずること

S2-16-04-01 避難場所・避難所一覧

指定避難場所

番号	指定避難場所	位置	収容可能 人員(人)	対象とする異常な 現象の種類			指定避難 所との 重複
				洪水	地土崖 等 滑石崩 り流れ	地震	
1	八百津小学校グラウンド	八百津3784	4,239	○	○	○	
2	八百津小学校体育館	八百津3784	1,027	○	○	○	○
3	八百津町B&G体育館	八百津3389-1	551	○	○	○	○
4	旧八高運動場	八百津3390-2	3,625	○	○	○	
5	ファミリーセンター第3駐車場	八百津3597-1	2,896	○	○	○	
6	八百津町中央公民館	八百津3827-1	1,950	○	○	○	○
7	八百津町福祉センター(夢広場ゆうゆう)	八百津3836-3	500	○	○	○	○
8	丸山運動場	八百津1516-1	6,589	○	○	○	
9	人道の丘公園	八百津1071	5,000	○	○	○	
10	諸田公園	八百津1770-1	3,500	○		○	
11	北部農村センター広場	八百津6928-3	745	○	○	○	
12	北部農村センター	八百津6928-3	92	○	○		○
13	東部農村センター広場	八百津572-2	200	○		○	
14	東部農村センター	八百津572-2	76	○		○	○
15	和知小学校グラウンド	和知1227	3,707	○	○	○	
16	和知小学校体育館	和知1227	450	○	○	○	○
17	和知運動場	和知1706	4,524	○	○	○	
18	和知体育館	和知1706	386	○	○		○
19	和知農業者研修センター	和知1692	478	○	○	○	○
20	八百津中学校サブグラウンド(校舎前)	野上916-4	3,258	○	○	○	
21	八百津中学校体育館	野上916-4	1,131	○	○	○	○
22	稲葉城公園	野上70-1	2,100	○		○	
23	錦津コミュニティセンター駐車場	伊岐津志1692-1	1,720	○	○	○	
24	錦津コミュニティセンター	伊岐津志1692-1	441	○	○	○	○
25	錦津保育園	伊岐津志1484	250	○	○	○	○
26	蘇水公園	伊岐津志2731-5	12,500		○	○	
27	錦津小学校グラウンド	伊岐津志1806	1,847	○	○	○	
28	錦津小学校体育館	伊岐津志1806	375	○	○	○	○
29	八百津町東部デイサービスセンター	久田見2761-8	203	○	○	○	○
30	久田見環境改善センター	久田見2745-7	287	○	○	○	○
31	久田見小学校グラウンド	久田見2741	6,663	○	○	○	
32	久田見小学校体育館	久田見2741	450	○	○	○	○
33	八百津東部中学校グラウンド	久田見3376-1	9,241	○	○	○	
34	八百津東部中学校体育館	久田見3376-1	541	○	○	○	○
35	元坂上分校跡地	上吉田1532-14	1,500	○	○	○	
36	福地公民館	福地757-2	464	○	○		○
37	福地運動場	福地775-3	4,786	○	○	○	
38	福地体育館	福地775-3	328	○	○	○	○
39	潮見小学校グラウンド	潮見1125	2,361	○	○	○	
40	潮見小学校体育館	潮見1125	390	○	○	○	○
41	潮南多目的運動場	潮見237-2	4,500	○	○	○	
42	潮南環境改善センター	潮見808-9	363	○	○	○	○

指定避難所

番号	避難所	位置	収容可能 人員(人)	指定緊急 避難場所 との重複
1	八百津小学校体育館	八百津3784	1,027	○
2	八百津町B & G 体育館	八百津3389-1	551	○
3	北部農村センター	八百津6928-3	92	○
4	東部農村センター	八百津572-2	76	○
5	八百津町中央公民館	八百津3827-1	1,950	○
6	八百津町福祉センター（夢広場 ゆうゆう）	八百津3836-3	500	○
7	和知小学校体育館	和知1227	450	○
8	和知体育館	和知1706	386	○
9	和知農業者研修センター	和知1692	478	○
10	八百津中学校体育館	野上916-4	1,131	○
11	錦津小学校体育館	伊岐津志1806	375	○
12	錦津コミュニティセンター	伊岐津志1692-1	441	○
13	錦津保育園	伊岐津志1484	130	○
14	久田見小学校体育館	久田見2741	450	○
15	八百津町東部デイサービスセンター	久田見2761-8	203	○
16	八百津東部中学校体育館	久田見3376-1	541	○
17	久田見環境改善センター	久田見2745-7	287	○
18	福地体育館	福地775-3	328	○
19	福地公民館	福地757-2	464	○
20	潮見小学校体育館	潮見1125	390	○
21	潮南環境改善センター	潮見808-9	363	○

福祉避難所

番号	区分	施設名	法人名	住所	指定避難所との重複	電話番号
1	高	特別養護老人ホーム敬和園	社会福祉法人双和会	錦織1220-6		43-2280
2	障	しおなみ苑	社会福祉法人正和会	南戸397-4		42-0005
3	任・乳	和知保育園	社会福祉法人正和会	和知940-5		43-0519
4	高・障	介護老人保健施設だいち	医療法人社団天沼会	錦織1530-39		43-8052
5	高・障	夢民	社会福祉法人錦江会	久田見4044-2		45-1316
6	障	わたげの家	社会福祉法人清流会	八百津3393-2		43-8080
7	高・障	蘇水園	八百津町	八百津2996-2		43-0070
8	任・乳	八百津町福祉センター	八百津町	八百津3836-3	○	43-2111
9	任・乳	八百津保育園	八百津町	八百津4291-1		43-0196
10	任・乳	錦津保育園	八百津町	伊岐津志1484	○	43-0449
11	任・乳	久田見保育園	八百津町	久田見2761-11		45-1276
12	任・乳	潮南保育所	八百津町	潮見175-5		42-1027
13	全て	蘇水峡山荘	八百津町	八百津1516-1	○	43-1082

一時避難場所

番号	自治会名	一時避難場所	電話番号
1	杣沢	東部農村センター	
2	口杣沢	口杣沢公民分館	
3	丸山	丸山公民分館	
4	諸田	諸田公園駐車場	
5	油皆洞	油皆洞公民分館	
6	鯉居	鯉居公民分館	
7	鯉居東団地	鯉居東団地集会場	
8	八幡	八幡公民分館	
9	菅原	八百津町ファミリーセンター駐車場	0574-43-0390
10	大宮	八百津町ファミリーセンター駐車場	0574-43-0390
11	栄町	栄町公民館	0574-43-0059
12	港町	大島道路	
13	旭町	大島道路	
14	本町	八百津小学校グラウンド	0574-43-0059
15	玉井	八百津小学校グラウンド	0574-43-0059
16	下石原	旧八百津公民館	
17	上石原	のうひグリーンホール八百津駐車場	
18	宮嶋	八百津町八百津4380番地敷地内	
19	竹井	竹井公民分館	
20	木野	木野公民分館	

21	味屋	味屋公民分館	
22	須賀	田幸(株)八百津工場	
23	北山	北部農村センター	
24	赤薙	赤薙公民分館	
25	白橋	白橋公民館	
26	五宝平	木野水源池北町有地	
27	錦織東	錦織公民分館	
28	錦織西	錦織公民分館	
29	錦織団地	錦織団地集会場	
30	コーポ・やおつ	八百津町ファミリーセンター駐車場	0574-43-0390
31	コーポ・ささゆり	八百津町ファミリーセンター駐車場	0574-43-0390
32	中野	中野公民分館	
33	石畑	石畑公民分館	
34	中組	錦津コミュニティセンター駐車場	0574-43-0449
35	塩口	塩口公民分館	
36	丸根	錦津コミュニティセンター駐車場	0574-43-0449
37	野上下	清水公民分館	
38	逆巻	逆巻公民分館	
39	野上南	逆巻公民分館	
40	野上北	野上上公民分館	
41	野上上	野上上公民分館	
42	大門西	大門西公民分館	
43	洞	洞公民分館	
44	中組	中組公民分館	
45	山口	和知小学校グラウンド	0574-43-0510
46	谷	和知農業者研修センター	0574-43-0505
47	前野	和知小学校グラウンド	0574-43-0510
48	中山	中山公民分館	
49	上牧野	上牧野公民分館	
50	上飯田	上飯田公民分館	
51	栄組	和知小学校グラウンド	0574-43-0510
52	旭	和知農業者研修センター	0574-43-0505
53	桂	和知小学校グラウンド	0574-43-0510
54	西山	西山公民分館	
55	薄野	薄野公民分館	
56	小草	小草公民分館	
57	中盛東	久田見小学校グラウンド	0574-45-1004
58	中盛西	中盛西公民分館	
59	後口	後口公民分館	
60	松坂	松坂公民分館	

61	入野	入野公民分館	
62	野黒	子供広場	
63	八幡	子供広場	
64	大平	子供広場	
65	小洞	小洞公民分館	
66	嵩	嵩公民分館	
67	楪	楪公民分館	
68	第一	(有)福地建設	0574-45-1747
69	第二	第二公民分館	
70	第三	福地公民館	0574-45-1054
71	第四	第四公民分館	
72	第五	第五公民分館	
73	第六	福地公民館	0574-45-1054
74	篠原	篠原公民分館	
75	本郷	潮見小学校グラウンド	0574-42-1017
76	中	元八百津東部中学校潮南分校グラウンド	
77	十日神楽	十日神楽公民分館	
78	峯	峯公民分館	

テント等保有状況

区分	所属	数量	備考
天幕	八百津町役場 防災安全室	15	
	八百津町役場 地域振興課	70	
	八百津保育園	4	
	錦津保育園	2	
	久田見保育園	2	
	潮南保育園	2	
	和知保育園 (私立)	4	
	八百津小学校	3	
	和知小学校	8	
	錦津小学校	5	
	久田見小学校	6	
	旧福地小学校	4	
	潮見小学校	3	
	八百津中学校	7	
	八百津東部中学校	7	
八百津高等学校	5		

(注)

- 1 災害の種類及び被災状況により指定場所を変更することができるものとする。
- 2 一時避難地は、地震火災等の際の各地区の集合場所とし、被災状況及び避難状況の確認等に利用するものとする。

S2-16-09-01 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設

施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
ミニデイサービスあさひ	伊岐津志1749-2	43-2721		○
錦津公民館（錦津学童保育）	伊岐津志1801-2	43-2234		○

S2-18-03-01 避難行動要支援者名簿の作成に関する事項

1 避難行動要支援者の範囲

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、特に支援を要するものうち次に掲げるもの（社会福祉施設等に入所している者を除く。）をいう。

- (1) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）に基づく要介護1以上の認定を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付される身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる1級又は2級に該当する者
- (3) 岐阜県療育手帳に関する規則（平成12年岐阜県規則第72号）第3条第2項の規定する療育手帳の交付を受けている者で、その知的障害の程度が同規則別表に掲げるA1またはA2に該当するもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもので、その障害の程度が精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に掲げる1級又は2級に該当するもの
- (5) 75歳以上の者のみで構成される世帯の者
- (6) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある難病患者その他町長が特に避難支援等が必要と認める者

2 避難支援等関係者

町内全域及び各地域において、次の者を避難支援等関係者とする。

- (1) 町内全域
可茂消防事務組合、岐阜県警察、八百津町社会福祉協議会、八百津町日赤奉仕団
- (2) 各地域
各自主防災組織、消防団、民生児童委員、その他避難支援等の実施に携わる関係者として町が認めた団体

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及び入手方法は次のとおりとする。

- (1) 掲載、又は記録する個人情報の範囲
 - ①氏名
 - ②生年月日
 - ③性別
 - ④住所又は居所
 - ⑤電話番号その他の連絡先
 - ⑥避難支援等を必要とする事由
 - ⑦その他避難支援等の実施に必要な事項
- (2) 個人情報の入手方法

町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している本事項1の「避難行動要支援者の範囲」で規定する者の情報を集約する。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握するまた、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成に必要があると認められるときは、知事又はその他の関係者に対して、情報提供を求めるなど積極的に必要な情報取得に努める。

4 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

町は、転入、転居、死亡等による避難行動要支援者の異動の把握に努め、常に避難行動要支援者情報を更新し、最新の状態にしておくものとする。

また、登録、更新又は避難行動要支援者名簿から削除された情報は、避難支援等関係者と共有する。

5 個人情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿の作成、提供及び更新にあたって、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次の措置を講じるものとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者の秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (2) 一地区の自主防災組織に対して、町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が、無用に共有及び利用されないよう指導する。
- (3) 避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法に基づき提供されているため、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (4) 施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- (5) 受け取った避難行動要支援者名簿は、原則複製しないよう指導する。
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- (7) 避難行動要支援者名簿の取扱い状況の報告を求める。
- (8) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

6 円滑な避難のための通知・警告の配慮

- (1) 町は、災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参考に、避難準備情報、避難勧告等を適切に発令する。
- (2) 避難支援等関係者が、避難行動要支援者を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について、特に配慮すること。
 - ①高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、的確に伝える。
 - ②高齢者や障がい者によって、必要とする情報や伝達の方法等が異なるため、特に配慮する。

7 避難支援等関係者等の安全確保の措置

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿に基づき避難支援を行う際には、本人又は家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、町は地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

なお、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合い、ルール及び計画を作り周知する。

S2-23-02-01 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧表

土石流

土木事務所	区域名	所在地	保全人家戸数	公共建物	重要交通網の数	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
可茂	小洞	福地	27	2	0	○	○
	岩穴	福地	5	1	0	○	○
	影平	八百津	7	1	0	○	○
	鶉巣	八百津	0	1	0	○	○
	西ヶ洞	八百津	16	4	0	○	○
	美名ノ洞	錦織	4	0	0	○	○
	鳥屋根	八百津	6	0	0	○	○
	中北ヶ洞	八百津	14	0	0	○	○
	藤山	八百津	45	0	0	○	○
	山崎	八百津	50	0	0	○	○
	大洞	八百津	30	1	1	○	○
	尾山1	伊岐津志	33	1	1	○	○
	尾山2	伊岐津志	33	1	1	○	○
	寺下1	伊岐津志	30	0	0	○	○
	寺下2	伊岐津志	48	0	0	○	○
	原	伊岐津志	0	0	0	○	○
	米山寺	野上	52	2	1	○	○
	吉原	伊岐津志	8	1	0	○	○
	中山1	伊岐津志	11	0	0	○	○
	栃ノ木	野上	78	2	1	○	○
	秀ヶ谷1	野上	12	0	0	○	○
	亀洞1	和知	11	0	0	○	○
	歌洞	和知	20	0	0	○	○
	諸	和知	6	0	0	○	○
	長者屋敷1	久田見	2	0	0	○	○
	寺洞	上飯田	2	0	0	○	○
	此洞1	上飯田	8	0	0	○	○
	米山寺浦1	野上	61	0	1	○	○
	見渡	潮見	3	0	0	○	○
	篠原向	潮見	2	0	0	○	○
	蔵橋1	福地	3	0	0	○	○
	蔵橋2	福地	3	0	0	○	○
	高木	福地	2	0	0	○	○
	押上1	福地	2	0	0	○	○
	押上2	福地	1	0	0	○	○
	進退	福地	2	0	0	○	○
	油草	福地	1	0	0	○	○
	樽洞1	福地	1	0	0	○	○
	樽洞2	福地	1	0	0	○	○
	大久後	久田見	1	0	0	○	○
	西牧	八百津	3	0	0	○	○
岩洞1	錦織	4	0	0	○	○	
岩洞2	錦織	4	0	0	○	○	
洞口	伊岐津志	7	0	0	○	○	

土木事務所	区域名	所在地	保全人家戸数	公共建物	重要交通網の数	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
可茂	秀ヶ谷 2	野上	13	0	0	○	
	亀洞 2	和知	15	1	0	○	○
	谷屋敷	野上	22	2	0	○	○
	中山 2	和知	14	0	0	○	○
	洞田	和知	12	2	0	○	○
	倉曾	上牧野	7	0	0	○	○
	長者屋敷 2	久田見	3	0	0	○	○
	此洞 2	上飯田	1	0	0	○	
	清津	福地	2	0	0	○	○
	西借宿	錦織	1	0	0	○	○
	西田	錦織	1	0	0	○	○
	二ツ石	八百津	1	0	0	○	○
	大洞 2	伊岐津志	0	0	0	○	○
	運戸	和知	8	0	0	○	○
	兼行	上牧野	8	0	0	○	○
	米之	上牧野	8	2	0	○	○
	島貝戸	上牧野	6	2	0	○	○
横ヶ洞川	野上	0	0	0	○		

急傾斜地の崩壊

土木事務所	区域名	所在地	保全人家戸数	公共建物	重要交通網の数	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
可茂	解脱	八百津	21	0	0	○	○
	弥四郎平 1	八百津	2	0	0	○	○
	岡崎	八百津	13	1	0	○	○
	鶯巣	八百津	0	1	0	○	○
	宮ノ越	八百津	7	1	0	○	○
	東野	伊岐津志	23	0	0	○	○
	中屋敷	上飯田	7	0	1	○	○
	寺洞 2	上飯田	3	0	0	○	○
	寺洞 3	上飯田	5	0	1	○	○
	矢坂	上飯田	19	0	1	○	○
	天王前 1	和知	21	0	0	○	○
	歌洞	和知	11	0	0	○	○
	運戸 1	和知	7	0	0	○	○
	下大草	八百津	10	2	0	○	○
	濁射場	八百津	12	0	0	○	○
	岩穴	福地	4	1	0	○	○
	西之谷	久田見	5	0	0	○	○
	稲崎	八百津	10	0	0	○	○
	北野	八百津	16	0	0	○	○
	豊岡	八百津	21	0	1	○	○
	大洞	上飯田	12	0	0	○	○
	亀洞	和知	10	0	0	○	○
中山 1	和知	5	0	0	○	○	

土木事務所	区域名	所在地	保全人家戸数	公共建物	重要交通網の数	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
可茂	倉曾	上牧野	8	0	0	○	○
	當間 1	和知	3	0	0	○	○
	北切 1	和知	2	0	0	○	○
	米山寺浦 2	野上	18	0	0	○	○
	吉原	伊岐津志	4	0	0	○	○
	藪貝戸	伊岐津志	13	0	0	○	○
	白山下	八百津	18	0	0	○	○
	中西	八百津	15	3	0	○	○
	藤山 1	八百津	7	1	0	○	○
	藤山 2	八百津	6	0	0	○	○
	梅香洞	八百津	5	0	0	○	○
	中山 2	和知	4	0	0	○	○
	高橋	八百津	3	0	1	○	○
	五宝平 1	八百津	3	2	0	○	○
	臨コ山 1	八百津	13	0	0	○	○
	臨コ山 2	八百津	20	1	0	○	○
	米山寺浦 3	野上	4	0	0	○	○
	薬師前	八百津	7	1	0	○	○
	小洞	八百津	8	0	1	○	○
	下渡	上牧野	9	1	0	○	○
	當間 2	和知	3	0	0	○	○
	北切 2	和知	11	0	0	○	○
	猿ヶ鼻	久田見	3	0	0	○	○
	追分 1	福地	2	0	0	○	○
	清津 1	福地	2	0	0	○	○
	押上 1	福地	1	0	0	○	○
	乱橋	福地	1	0	0	○	○
	中外渡	八百津	7	0	0	○	○
	仲畑	八百津	8	0	0	○	○
	南	八百津	6	0	0	○	○
	東新田	八百津	1	0	0	○	○
	洞田 1	福地	2	0	0	○	○
	向屋敷	福地	1	0	0	○	○
	篠原	潮見	1	0	0	○	○
	宮野	潮見	1	0	0	○	○
	万葉	上飯田	3	0	1	○	○
	此洞 1	上飯田	4	0	0	○	○
	此洞 2	上飯田	3	0	0	○	○
	大替戸	上飯田	2	0	0	○	○
	歌洞 1	和知	2	0	0	○	○
	歌洞 2	和知	7	0	0	○	○
運戸 2	和知	3	0	0	○	○	
欠山細色	八百津	0	0	0	○	○	
五宝平 2	八百津	1	0	0	○	○	
高砂	八百津	2	0	0	○	○	
西牧	八百津	4	0	0	○	○	

土木事務所	区域名	所在地	保全人家戸数	公共建物	重要交通網の数	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
可茂	影平	八百津	11	1	0	○	○
	渡ヶ峰	八百津	1	0	0	○	○
	大鹿見1	福地	2	0	0	○	○
	大鹿見2	福地	2	0	0	○	○
	名場居1	潮見	2	0	0	○	○
	西洞	和知	3	0	0	○	○
	前平2	野上	4	0	0	○	○
	寺洞	野上	6	0	0	○	○
	陰平	伊岐津志	3	0	0	○	○
	寺下	伊岐津志	1	0	0	○	○
	岩洞	錦織	2	0	0	○	○
	弥四郎平2	八百津	8	0	0	○	○
	美名ノ洞1	錦織	1	0	0	○	○
	押上2	福地	1	0	0	○	○
	中嵩榎ノ木裏	上吉田	1	0	0	○	○
	樋上	久田見	4	1	0	○	○
	奥釜ヶ平	八百津	2	0	0	○	○
	追分2	福地	1	0	0	○	○
	清津2	福地	3	0	0	○	○
	押上3	福地	3	0	0	○	○
	押上4	福地	2	0	0	○	○
	名場居2	潮見	2	0	0	○	○
	進退1	福地	0	0	0	○	○
	清津3	福地	1	0	0	○	○
	清津4	福地	2	0	0	○	○
	清津5	福地	0	0	0	○	○
	進退2	福地	1	0	0	○	○
	押上5	福地	2	1	0	○	○
	押上6	福地	0	0	0	○	○
	押上7	福地	0	0	0	○	○
	押上8	福地	0	0	0	○	○
	押上9	福地	0	0	0	○	○
	押上10	福地	0	0	0	○	○
	押上11	福地	1	0	0	○	○
	中嵩丸山下	上吉田	0	0	0	○	○
	上栃ヶ崎	八百津	0	0	0	○	○
	根鼻	久田見	0	0	0	○	○
	鍛冶屋小	久田見	0	0	0	○	○
	大東	久田見	0	0	0	○	○
	入野坂	久田見	0	0	0	○	○
	追分3	福地	0	0	0	○	○
	樽洞1	福地	0	0	0	○	○
洞田2	福地	0	0	0	○	○	
篠原向	潮見	0	0	0	○	○	
見渡1	潮見	1	0	0	○	○	
見渡2	潮見	0	0	0	○	○	

土木事務所	区域名	所在地	保全人家戸数	公共建物	重要交通網の数	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
可茂	此洞3	上飯田	1	0	0	○	○
	寺洞4	上飯田	1	0	0	○	○
	火打平	和知	0	0	0	○	○
	秀ヶ谷	野上	1	0	0	○	○
	岩ヶ谷	八百津	0	0	0	○	○
	大薙	八百津	3	0	0	○	○
	粕木渡	八百津	0	0	0	○	○
	龍登1	八百津	0	0	0	○	○
	椿平	八百津	0	0	0	○	○
	隠玄田追分	八百津	0	0	0	○	○
	西中山	八百津	0	0	0	○	○
	朴ノ木	八百津	0	0	0	○	○
	龍登2	八百津	1	0	0	○	○
	田之平	久田見	0	0	0	○	○
	角戸1	南戸	0	0	0	○	○
	角戸2	南戸	0	0	0	○	○
	大久後	久田見	8	0	0	○	○
	野中	潮見	0	0	0	○	○
	向山	潮見	1	0	0	○	○
	天王前2	和知	1	0	0	○	○
	前平1	野上	0	0	0	○	○
	船平	錦織	6	0	0	○	○
	美名ノ洞2	錦織	0	0	0	○	○
	大小坂	潮見	0	0	0	○	○
	進退3	福地	1	0	0	○	○
	進退4	福地	2	0	0	○	○
	清津6	福地	1	0	0	○	○
	清津7	福地	0	0	0	○	○
	清津8	福地	1	0	0	○	○
	清津9	福地	2	0	0	○	○
	樽洞2	福地	0	0	0	○	○
	樽洞3	福地	0	0	0	○	○
	此洞4	上飯田	2	0	0	○	○
	押上12	福地	0	0	0	○	○
下落合1	福地	0	0	0	○	○	
下落合2	福地	0	0	0	○	○	
下落合3	福地	0	0	0	○	○	

S2-23-02-02 土砂流出防止対策が必要な砂防指定地溪流

土木事務所名	水系名	河川名(幹川名)	溪流名	所在地	保全対象	
					人家戸数	公共施設等
可茂	木曾川	木曾川	旅足谷	八百津町福地	2	0

S2-23-03-01 地すべり危険箇所

土木 事務所名	地すべり 防止地区の指定	箇所名	保全人家戸数	位置
可茂		長者屋敷	5	長者屋敷
		大平	24	大平

S2-23-06-01 山地に起因する災害危険地区数

事務 所名	危険度A				危険度B				危険度C				計			
	山崩	崩流	地す	計	山崩	崩流	地す	計	山崩	崩流	地す	計	山崩	崩流	地す	計
可茂	9	6		15	5	7		12	10	5		15	24	18		42

(注) 山崩：山腹崩壊危険地区
崩流：崩壊土砂流出危険地区
地す：地すべり危険地区

S2-23-06-02 山腹崩壊危険地区

農林 事務所名	所在地		保全対象		
	大字	字	人家	公共施設	道路
可茂	八百津	井戸尻	14		1
	八百津	鳥ヶ頭			1
	八百津	向エ洞			1
	上吉田	中嵩大屋道上・中嵩中屋道上	30		
	久田見	西山	18		
	福地	南新田	6		
	福地	油草	13		1
	和知	西洞	5		1
	和知	城土	33		1
	上飯田	大替戸	24		
	八百津	臨こ山	125		1
	八百津	五宝平	7	1	1
	上牧野	米ノ	11		
	和知	下渡	10		1
	野上	米山寺裏	4	1	
	野上	横ヶ洞			1
	伊岐津志	中山	12		1
	伊岐津志	洞下	25		
	八百津	鷺ヶ峰	25		1
	久田見	長作			1
	久田見	川小屋			1
	久田見	猿ヶ鼻	2		1
	福地	押上	5		1
福地	油草	13		1	

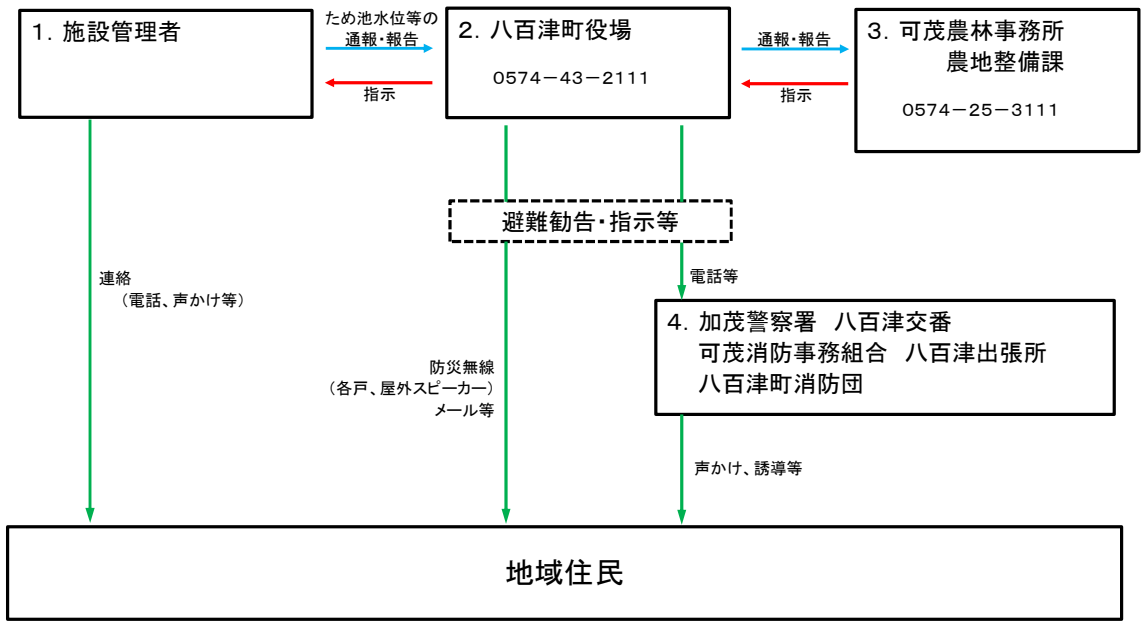
S2-23-06-03 崩壊土砂流出危険地区

農林 事務所名	所在地		保全対象		
	大字	字	人家	公共施設	道路
可茂	和知	鎧岩	25		
	野上	寺洞	25		
	八百津	登倉	33		
	八百津	梅香洞	88		1
	南戸	上新田			1
	八百津	恵子洞	57		
	八百津	臨こ山	125		1
	久田見	岩平	8		
	伊岐津志	洞口	39		
	福地	大鹿見	5		1
	汐見	鳥屋ヶ鼻	6		1
	南戸	角戸			1
	上飯田	寺洞	6	1	1
	伊岐津志	原	36		1
	伊岐津志	原			1
	八百津	龍登		1	1
	八百津	龍登	18		
	久田見	猿ヶ鼻	2		1

S2-24-02-01 防災重点用農業用ため池状況一覧表

番号	名称	住所	堤高(m)	総貯水量(m ³)
1	御殿場池	上吉田	5.00	4,700
2	櫟池	上吉田	6.00	5,400
3	枕松池	久田見字枕松2786-8	1.00	1,000
4	清水洞	久田見字清水洞3314-4	1.00	500
5	大西池	八百津字菜ヶ洞7826-2	8.50	1,260
6	田の洞池	八百津字田の洞	7.00	0
7	此の洞池	上飯田此の洞	5.00	5,800
8	寺洞池	上飯田寺洞	3.60	4,000
9	大替戸池	上飯田大替戸958	10.00	22,000
10	桶ヶ洞第1池	和知桶ヶ洞	5.50	3,200
11	桶ヶ洞第2池	和知3119	5.00	5,250
12	裕池	和知2885-2	8.00	10,500
13	洞池	和知字柏木3318、和知字柏木1635	7.00	30,500
14	深山第2池	野上1089	6.00	8,600
15	深山第1池	野上1089	13.00	21,000
16	寺坂池	野上1425	7.80	3,600
17	白髭池	野上字宮後966	2.30	15,000
18	鐘付第2池	和知	7.80	9,900
19	鐘付第1池	和知	7.90	6,300
20	諸池	和知2667	6.00	6,600
21	須後池	和知2539-2	5.20	4,500
22	中山池	和知中山547	7.60	9,700
23	兼行第1池	上牧野87	5.80	7,700
24	東光寺池	八百津8330-1	2.00	892
25	桶ヶ平池	八百津2091	6.00	450
26	笹池	八百津41-2	8.00	890
27	宮底池	伊岐津志字原	10.50	4,000
28	大洞下池	伊岐津志2850-4	11.00	22,900
29	中組上池	伊岐津志2849-10	11.40	39,000
30	原池	伊岐津志2849-9	9.00	55,800
31	大洞上池	伊岐津志石畑2851	11.00	19,600
32	借宿池	錦織151	3.40	450
33	寺洞第1池	野上字寺洞2311	7.80	5,600
34	寺洞第2池	野上字寺洞2312	8.50	2,100
35	明鏡寺池	伊岐津志字原2850-37	5.20	2,600
36	新堤池	錦織1681-1	10.20	57,700

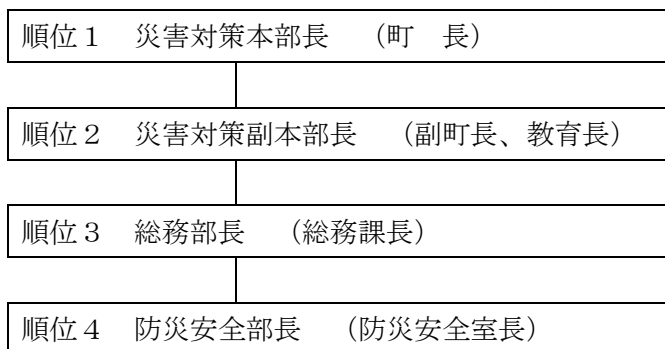
ため池緊急連絡体制



S3-1-01-01 本部員会議の開催

- ・大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で町本部長（不在時は副本部長）がその必要を認めたときに開催する。
- ・本部員会議を開催するいとまがないとき、あるいは災害の規模がその程度に達しないと認められたときは、災害対策本部の開設その他について関係のある本部員が協議し、その結果に基づき町本部長が決定するものとする。
- ・本部員会議では、次の事項を協議する。
 - (1) 災害対策本部の開設及び配置並びに班員の動員応援に関すること。
 - (2) 現地災害対策本部の設置及び現地災害対策本部長の選任及び指揮に関すること。
 - (3) 災害防除（拡大防止）応急復旧対策に関すること。
 - (4) 被災者の救助保護及び視察、見舞等に関すること。
 - (5) 交通、通信その他総合的に実施を要する対策の調整、推進に関すること。
 - (6) その他災害対策に関連した重要な事項

なお、災害対策に関する最終意思決定権の順位は、次のとおりとする。



（指揮順位：上位の者が不在の場合は、下位の順序の者が災害対策に関する最終決定権を持つものとする。）

S3-1-01-02 警報発表基準

警報	大 (浸水害)	表面雨量指数基準	21		
	雨 (土砂災害)	土壌雨量指数基準	147		
	洪水	流域雨量指数基準	木曾川流域=81.5 飛騨川流域=70.2 旅足川流域=6.6		
		複合基準※	—		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	17m/s		
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ30cm	
山地			24時間降雪の深さ50cm		
注意報	大雨	表面雨量指数機銃	8		
		土壌雨量指数基準	95		
	洪水	流域雨量指数基準	木曾川流域=65.2 飛騨川流域=55.9 旅足川流域=5.2		
		複合基準※	旅足川流域=(5, 5.2)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	12m/s		
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ10cm	
			山地	24時間降雪の深さ30cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により災害が発生するおそれのある場合			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度 25%で、実効湿度 60%			
	なだれ	24時間降雪の深さが30cm以上、積雪が70cm以上の場合 積雪の深さが70cm以上で、日平均気温が2℃以上の場合 積雪の深さが70cm以上で、降雨が予想される場合			
	低温	冬期:最低気温-9℃以下			
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

※(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値

S3-1-01-03 東海地震に関連する情報

種類	内容等	主な防災対応等
東海地震予知情報 (カラーレベル赤)	・東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表	・地震災害警戒本部の設置 ・津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策
東海地震注意情報 (カラーレベル黄)	・観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表	・必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策 ・救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備
東海地震に関連する調査情報 (カラーレベル青)	臨時	・観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表
	定例	・毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表

S3-1-01-04 東海地震に関連する情報発令時の広報事項

<ul style="list-style-type: none"> ・地震予知情報等の意味、今後の推移、予想される県下の地震の震度等の予想。 ・住民は、デマに惑わされず、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努めること。 ・住民は、水、食料の備蓄、家族の連絡方法の確認、不要な火気の始末、家具の転倒防止等の措置を行うこと。 ・自動車による移動を自粛すること。 ・食料品等の買い出し等の外出は自粛すること。 ・電話の使用は自粛すること。 ・病院、旅館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、施設の安全確保措置を実施すべきこと。 ・危険物取扱事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すべきこと。
--

S3-1-01-05 事前避難体制

町は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動をとれるよう事前避難体制を確立する。

- ・避難にあたっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であることを前提に避難体制の確立を図る。
- ・町は、予め避難対象地区を指定しておくとともに、指定地域の高齢者、障害者、子ども、病人等の要配慮者を把握しておき、自治会自主防災組織等の協力のもと実施する。
- ・外国人、出張者及び旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。
- ・避難対象地区の居住者等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。

※町は、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車輛の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保する。

S3-1-01-06 東海地震に関する情報発令時の消防対策措置

町及び消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- ・地震に関する正確な情報を収集し、必要な機関へ伝達すること
- ・火災の防除のための警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること
- ・火災発生の防止、初期消火について居住者等への広報すること
- ・自主防災組織等の活動に対して指導すること
- ・施設等が実施する地震防災応急対策に対して指導すること

S3-1-01-07 東海地震に関する情報発令時の水防予防措置

町及び消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずる。

- ・地震に関する正確な情報を収集し、必要な機関へ伝達すること
- ・気象情報を収集し、水害予防のための出水予測や警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること
- ・地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備体制をとる
- ・水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充を行うとともに、河川管理者や他の水防管理者と連絡を密にし、不測の事態に備える。

S3-1-01-08 病院（診療所）防災措置

医療機関は、警戒宣言発令が発令された場合、次の措置を講ずる。

警戒宣言発令の周知

- ・医療機関の長は、警戒宣言が発令されたことについて、医師等の職員及び外来、入院患者等に対して周知徹底を図る。

病院（診療所）防災処置

- ・医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置の点検、並びに医療器械、備品、薬品等の転落防止、移動の防止及び諸出火防止対策を実施する。

入院患者の安全対策

外来診療

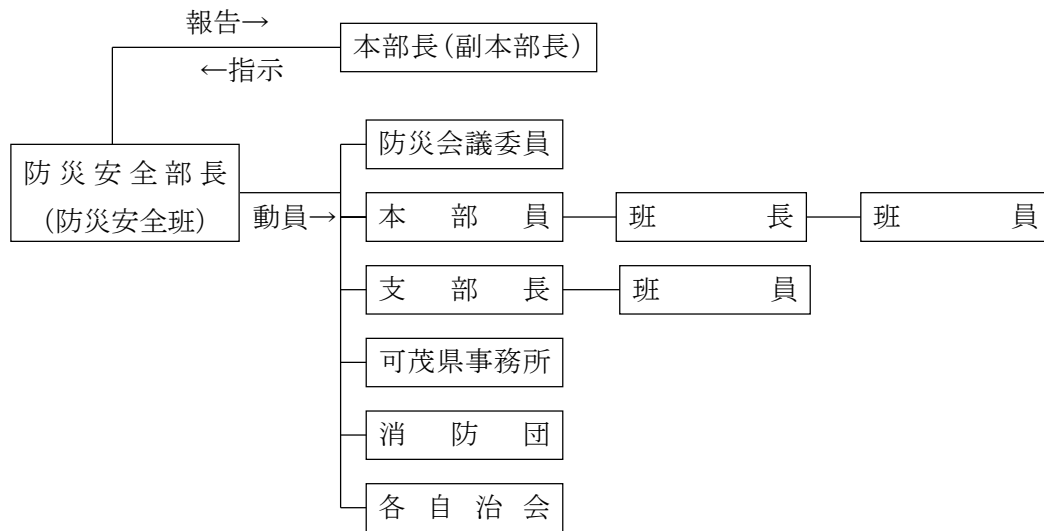
- ・外来診療については、救急患者を除き中止する。

発災後への備え

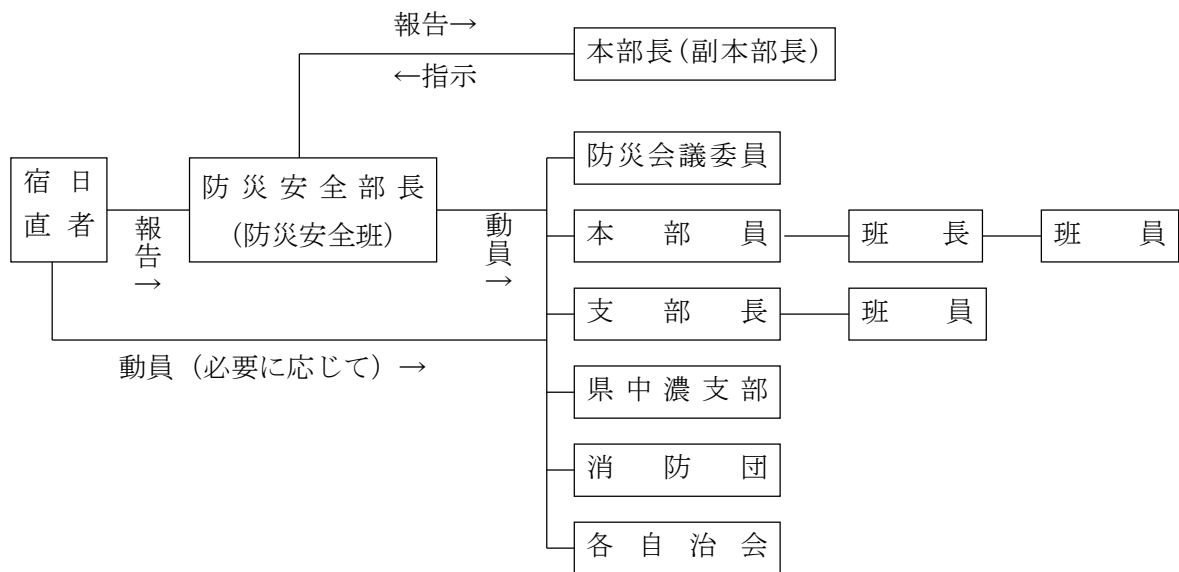
- ・医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医療品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保も併せて行う。
- ・医師をはじめとした、職員についてあらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図る。

S3-1-02-01 体制等の伝達系統

勤務時間内



勤務時間外

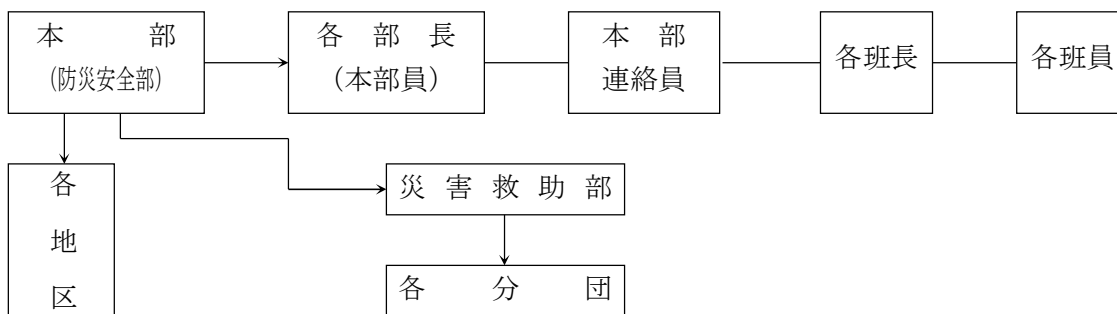


S3-1-02-02 町本部員の身分証明

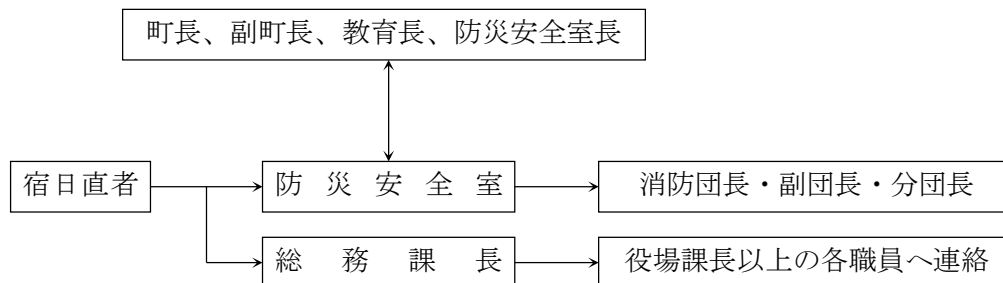
- ・町本部班員の身分証明は、「八百津町職員証」をもって行う。
- ・八百津町職員証は、災害対策基本法第83条第2項（立入りの要件）による身分を示す証票も兼ねる。
- ・本部職員のうち災害応急対策の実施又はその事務に当たる者は、防災ベストを着用する。

S3-1-02-03 職員動員の伝達系統

職員動員の伝達系統（勤務時間内）



職員動員の伝達系統（勤務時間外）



S3-1-02-04 強制従事命令による要員確保

災害応急対策実施のための要員が一般の動員等の方法によっても、なお不足し、他に供給の方法がないときは、技術者等の強制従事命令を執行する。

強制命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防職員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助のため)	従事命令	災害救助法第24条	県知事
	協力命令	災害救助法第25条	県知事
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災害対策基本法第71条	県知事
	協力命令	災害対策基本法第71条	県知事
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	町長
		災害対策基本法第65条第2項、第3項	警察官、自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

命令の対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築業者及びこれらの者の従業者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 地方鉄道事業者及びその従業者 7 軌道事業者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送事業者及びその従業者 10 港湾運送事業者及びその従業者
災害救助その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 (災害対策基本法による町長、警察官、自衛官の従事命令)	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般 (警察官職務執行法による警察官)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡したものの遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

区分	災害救助 (知事命令)	災害応急対策 (知事命令)	町長の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	八百津町消防団員等公務災害補償条例
補償等の種類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償 打切補償	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償
支給額	施行令に定める額	条例で定める額	条例で定める額
請求様式	様式9号 災害救助法による扶助金支給申請書	様式11号 災害対策基本法による損害補償費支払請求書	県様式に準ずる

- ・担当班は、従事命令を発したときは、強制従事者台帳を作成し、整備する。

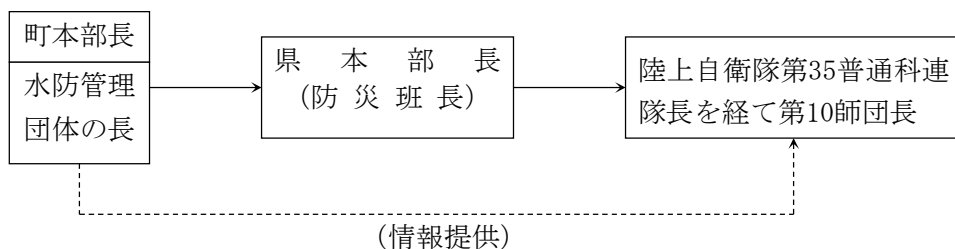
S3-3-01-01 自衛隊派遣要請方法

天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合には、町本部長（町長）は、県本部長（知事）に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の災害派遣を要請することを要求することができる。

通信の途絶等で知事と連絡のとれないときは、町本部長は、自衛隊（陸上自衛隊第35普通科連隊長を経て第10師団長）に対し、その旨及び災害の状況を直接通知する。

町本部長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、次により「要請に際し明確にすべき事項」を記載した文書をもって県本部長に要請の依頼を行う。

急を要するときは、口頭、電話又は防災行政無線で行い、事後速やかに文書を提出する。



S3-3-01-02 自衛隊派遣要請窓口

部隊名等	連絡先	
陸上自衛隊第35普通科連隊 (守山) 第3科	N T T 電話	052-791-2191 (内線4832) 052-791-2191 (内線4509) (夜間)
	F A X	052-791-2191 (内線4839)
陸上自衛隊第10師団 (守山) 防衛班	N T T 電話	052-791-2191 (内線4237) 052-791-2191 (内線4301) (夜間)
	F A X	052-791-2191 (内線4239)

S3-4-01-01 防災関係協定書・覚書一覧

番号	区分 番号	協定内容・覚書	締結先	協定年月日
1	相互 応援	岐阜県広域消防相互応援協定	岐阜県内全市町村及び一部 事務組合	平成3年3月11日 平成29年3月24日変更
2	相互 応援	岐阜県防災ヘリコプター応援協 定	岐阜県・県内市町村・消防一 部事務組合	平成6年3月28日
3	相互 応援	消防相互応援協定	恵那市	平成7年4月3日
4	相互 応援	岐阜県水道災害相互応援協定	岐阜県及び県内全市町村	平成9年4月1日
5	応援	災害支援協力に関する覚書	八百津町内郵便局	平成9年8月26日
		災害時における八百津町と町 内郵便局の協力に関する協定	八百津町内郵便局	平成29年3月29日(再)
6	応援	災害活動応援協定	ワカムラ電機株式会社	平成9年12月17日
7	相互 応援	岐阜県及び市町村災害時相互 応援協定	岐阜県及び県内全市町村	平成10年3月30日
8	相互 応援	可茂地区市町村消防団消防相 互応援協定	可茂管内市町村	平成11年4月30日
9	生活 物資	災害時における石油類燃料の 供給に関する協定	岐阜県石油商業組合加茂支 部	平成14年12月12日
10	生活 物資	災害時におけるLPガスの供給 に関する協定	社団法人岐阜県エルピーガ ス協会可茂支部	平成15年1月29日
11	情報 収集	アマチュア無線による災害時の 情報伝達に関する協定	可茂アマチュア無線クラブ	平成15年7月1日
12	応援	災害時時応援協定に関する協 定	八百津町建設残土利用協議 会	平成15年10月1日
13	応援	岐阜県下水道等災害時の応援 に関するルール	岐阜県・県内市町村	平成15年11月1日
14	医療	災害時における医療救護活動 に関する協定	加茂医師会	平成16年12月1日
15	応援	災害時応援協力に関する協定	可茂地区電気工事協議会	平成18年10月24日
16	応援	災害時の応援業務に関する基 本協定	岐阜県公共嘱託登記土地家 屋調査士協会	平成19年1月11日
17	生活 物資	災害時における生活必需品の 調達に関する協定	株式会社 バロー	平成19年8月8日
18	応援	岐阜県における下水道等災害 時の支援に関するルール	岐阜県・県内下水道管理者	平成20年7月15日
19	相互 応援	岐阜県内の高速道路等におけ る消防相互応援協定	県内市町村・消防一部事務 組合	平成21年3月2日
20	応援	災害時応援協力に関する協定	八百津町建設安全協力会	平成22年7月20日
21	相互 応援	災害時における相互応援協定 に関する協定	めぐみの農業協同組合	平成23年6月27日
22	生活 物資	八百津町木曾川右岸用水土 地改良区が管理する農業用水施 設の緊急水利使用協定	八百津町木曾川右岸用水土 地改良区(木曾川右岸用水 地区管理体制整備推進協議 会立会い)	平成23年7月1日

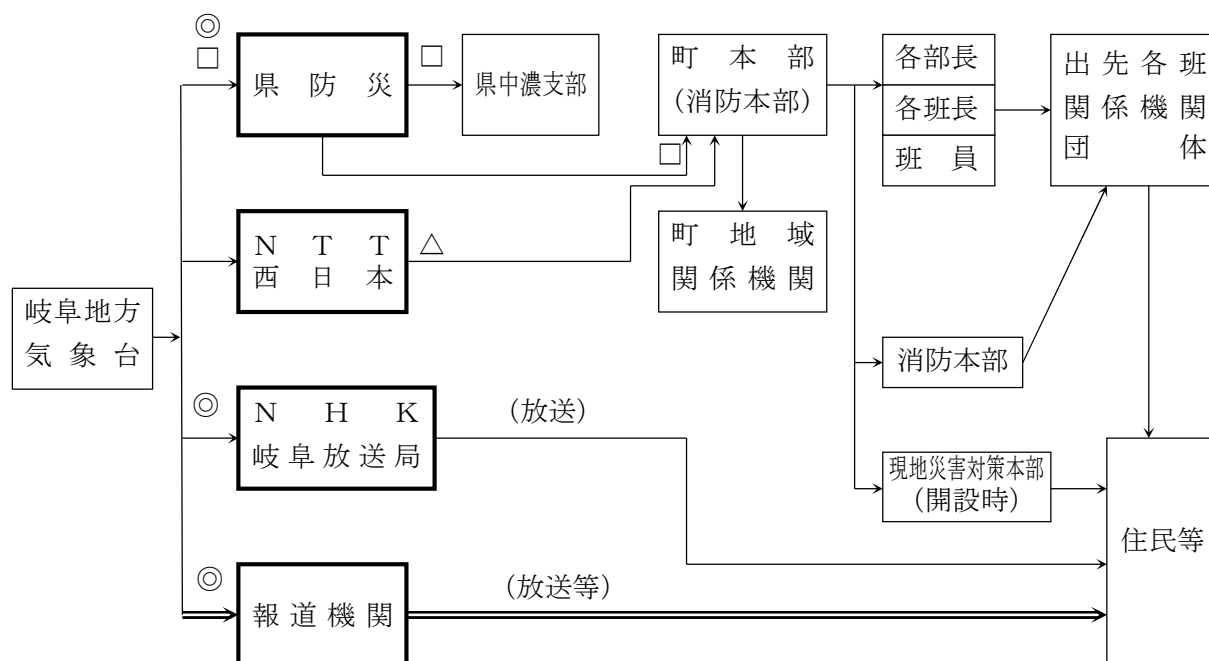
番号	区分 番号	協定内容・覚書	締結先	協定年月日
23	生活 物資	災害時における電気の保安に関する協定	財団法人 中部電気保安協会	平成 24 年 2 月 3 日
24	応援	災害時における応急対策活動に関する協定	岐阜県瓦葺組合 可児・加茂支部	平成 24 年 12 月 25 日
25	応援	災害応援協力に関する協定	ライン生コン株式会社	平成 25 年 5 月 14 日
26	相互 応援	災害時相互応援協定	愛知県知多郡南知多町	平成 25 年 8 月 22 日
27	避難	災害時におけるゴルフ場施設の利用に関する協定書	株式会社 やおつ	平成 25 年 12 月 18 日
28	相互 応援	みのかも定住自立圏災害時における相互応援に関する協定	美濃加茂市及び加茂郡7町村	平成 26 年 1 月 28 日
29	医療	災害時の歯科医療救護に関する協定	一般社団法人加茂歯科医師会	平成 26 年 3 月 18 日
30	避難	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人双和会 特別養護老人ホーム 敬和園	平成 27 年 3 月 26 日
31	避難	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人正和会 しおなみ苑	同 上
32	避難	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人正和会 和知保育園	同 上
33	避難	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人錦江舎 夢眠	同 上
34	避難	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人清流会 わたげの家	同 上
35	避難	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人社団大治会	同 上
36	情報 収集	岐阜県防災情報通信システム無線局の設置及び管理運用に関する協定	岐阜県知事	平成 28 年 11 月 1 日
37	情報 収集	特設公衆電話の設置等に関する覚書	西日本電信電話(株)岐阜支店	平成 28 年 10 月 31 日
38	相互 応援	災害時相互応援協定	石川県鳳珠郡穴水町	平成 29 年 1 月 28 日
39	相互 応援	可茂地域における災害時相互応援に関する協定書	可茂管内市町村、可茂県事務所	平成 29 年 3 月 27 日
40	生活 物資	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	平成 30 年 2 月 26 日
41	相互 応援	八百津町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	八百津町社会福祉協議会	令和 2 年 1 月 27 日

S3-5-01-01 強制従事による輸送力確保

- ・一般の方法により自動車等輸送力の確保ができないときは、強制命令を執行して確保するものとする。
- ・強制従事の方法は、次の者に対してS3-1-03-02「強制従事命令による要員確保」に定めるところによる。
- ・鉄道事業者及びその従事者
- ・軌道事業者及びその従事者
- ・自動車運送事業者及びその従事者
- ・船舶運航事業者及びその従事者
- ・港湾運送事業者及びその従事者

S3-7-02-01 警報等の伝達系統

勤務時間中の場合



(注) 1 → は、伝達を、-----> は、連絡あるいは対策指示を示す。

2 岐阜地方気象台からN T T西日本への伝達は警報のみ。

凡例

→ 法令（気象業務法等）による通知系統

⇒ 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼及び周知系統

→ 地域防災計画、行政協力、その他による伝達系等

----> 伝達副系統

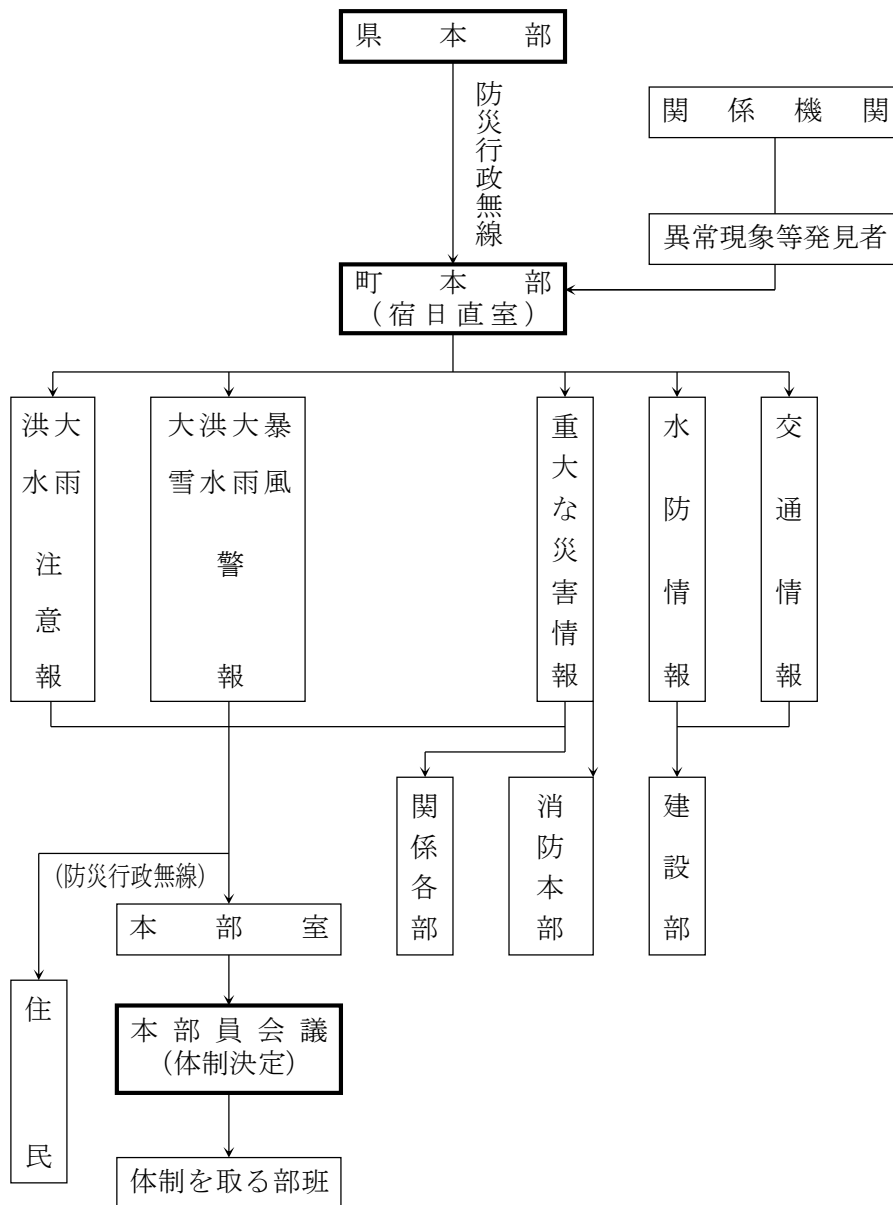
◎：防災情報提供システム

△：加入電話・F A X

□：岐阜県防災行政無線

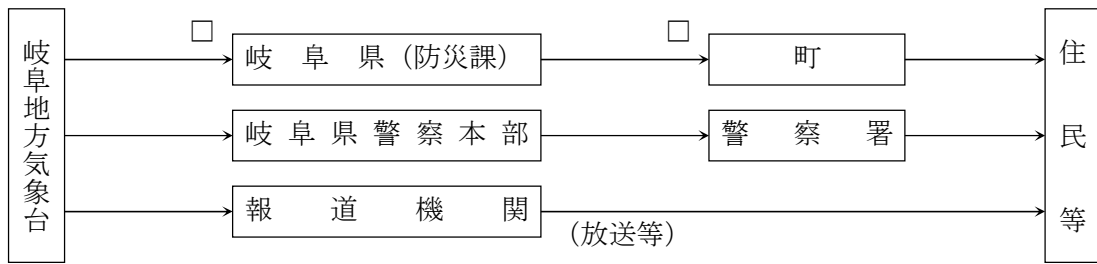
◻：法令により、気象官署から警報事項を受領する機関

勤務時間外の場合



S3-7-02-02 地震情報・震度情報の伝達系統

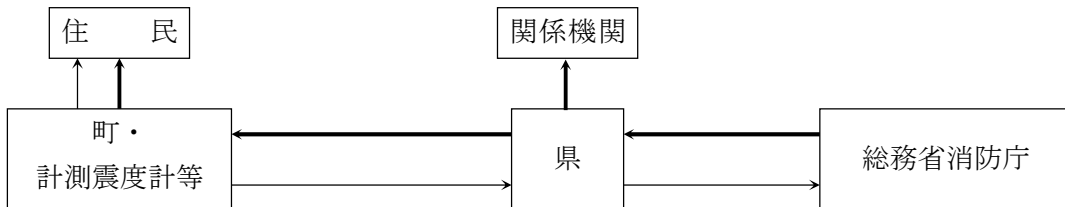
地震情報の伝達系統図



凡例
 → 地域防災計画、行政協力、
 その他による伝達系統
 □ : 岐阜県防災行政無線

震度情報の伝達系統図

凡例
 県、消防庁に集まった震度情報の流れ
 町で計測した震度情報の流れ



S3-8-01-01 被害状況の調査責任者

被害等区分	収集・報告部	調査機関		協力機関等
		調査事項	調査機関	
即時報告	町本部 (防災安全班)	災害速報	各部	
住家一般被害	町民部	住家等一般被害	課税班	民生児童委員、自治会長、調査員
社会福祉施設	健康福祉部	保育施設	保育園班	和知保育園
	老人ホーム部	老人福祉施設	蘇水園班	蘇水園
医療衛生施設	水道環境部	水道施設	上下水道班	水道工事指定店
		下水道施設	上下水道班	下水道工事指定店、土建協力会
		清掃施設	環境衛生班	可茂衛生施設利用組合
	健康福祉部	墓地施設	環境衛生班	墓地管理者
民間医療施設	健康福祉部	民間医療施設	健康増進班	医師会
	地域振興部	商工業被害	地域振興班	商工会
観光関係	地域振興部	観光施設	地域振興班	観光協会
		農林業被害	農林部	農作物被害
畜産被害	農林部	畜産被害	農林業振興班	農業共済
		養蚕被害	農林業振興班	農業共済
		林業被害	農林業振興班	森林組合
土木被害	建設部	土木被害	基盤整備班	建設残土利用協議会
	農林部	農地被害	農林業振興班	農事改良組合
	建設部	公営住宅被害	建築住宅班	
		公園被害	地域振興班	
教育被害	教育部	学校施設被害	教育総務班	
		その他教育被害	学校教育班	
		文化財被害及び社会体育施設等被害	生涯学習班 スポーツ振興班	
町有財産被害	総務部	町有財産被害	管財班	
火災被害	防災安全部	火災被害	救助班	
水防等情報	建設部	水防、地面現象等に関する情報	基盤整備班	
総合被害	総務部	——	——	

(注)

- 1 調査、報告等の責任者は、別に定めるところによるものとする。
- 2 「収集・報告部班」とは、部門別の被害状況等の収集あるいは県支部に対する報告を行う部班である。

S3-8-01-02 被害情報等の収集

被害規模早期把握のための活動

- ・災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。
- ・被害が広範にわたる場合は、自衛隊に対し航空偵察を要請する。
- ・参集途上にある職員に、チェックポイントを記載した経路の地図を携行させ、途中の被害状況や商店等のオープン状況等の情報収集を行わせる。
- ・自主防災組織や地域住民から情報を収集する。
- ・被害が甚大な場合にあつては、調査班を編成し現地に派遣する。
- ・甚大な被害を受けた職員を自宅待機させ、自宅周辺の情報収集に当たらせる。

地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

- ・町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。
- ・被害規模に関する概括的情報等を把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- ・通信の途絶等により県に連絡できないときは、直接総務省消防庁へ連絡する。
- ・119番通報が殺到する状況については、町は県に報告するとともに、直接総務省消防庁へも報告する。

S3-8-01-03 被害程度の判定の基準

災害により被害を受けた人及び建物の程度区分は、県計画の定めるところにより、おおむね次の基準によるものとする。

被害等区分	判定基準
死者	・遺体を確認した者又は死亡したことが確実な者
行方不明	・所在不明となり死亡した疑いのある者 ・山崩れ、家屋倒壊のため生き埋め、下敷きとなった者等生死不明の者
重傷	・1ヵ月以上の治療を要する見込みの者
軽傷	・1ヵ月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
全失 (全壊、全焼、 全流失)	・損失部分の床面積がその建物の延面積の70%以上に達した程度のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの ・被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用できないもの
半失 (半壊、半焼)	・損失部分の床面積がその建物の延面積の20%以上70%未満のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの ・被害住家の残存部分を補修すれば元通りに再使用できる程度のもの
床上浸水	・床上に浸水した建物又は土石竹木等のたい積等により一時的に居住することができない建物
床下浸水	・住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	・建物の被害が半失には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた建物（窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない。）
住家	・現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非住家	・非住家とは、本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以上の被害を受けた全建物を計上する。
1棟	・「棟」とは、1つの独立した建物をいう。 ・なお主屋に付属している風呂、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。
1戸	・住家として居住するのに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離座敷等を含めた一群の建物単位
世帯	・生計を一つにしている実際の生活単位（寄宿舍、下宿等で共同生活を営んでいるものについてはその寄宿舍等を一世帯とする。）

(注)

- ① 同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として扱う。
1 全失 2 半失 3 床上浸水 4 床下浸水 5 一部破損
 - ② 破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。
 - ③ 住家の附属建物（便所、浴場等）の被害のみであるときは、その附属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する（比率が小さければ住宅の一部破損とする。）
 - ④ 遺体の調査計上は、被災市町村において行う。ただし、遺体が漂着した場合で、被災地が明確でない場合にあっては、その者の被災地が確定するまでの間は、遺体の保存（処置）市町村の被害として計上する。
 - ⑤ 非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上するものとする。
- なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調べにおいて調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上するものである。

S3-8-01-04 住家等の一般被害状況調査方法

- ・災害の種別、被害の状況によって調査方法を異にするが、おおむね次の事項に留意し、調査報告をするものとする。

概況調査のうち水害による浸水の調査等

- ・浸水地域の世帯数、面積、水深の状態等を考慮。
- ・各自治会別に被害を認定する等の方法をとる。
- ・当該地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する方法あるいは被災人員を当該地域の平均世帯人員等により計算する方法を併用出来る。

詳細（確定）調査

- ・「住家等一般被害調査表」によって各自治会別に調査員を派遣。
- ・世帯別に調査し、これを福祉班においてとりまとめて確定被害とする。
- ・調査に当たっては現地調査のみによることなく、住民登録等の諸記録とも照合し、確認を期する。
※災害により危険が急迫し、人命保護その他災害の拡大防止等のため、危険地域の居住者等に対し、避難の指示、勧告等を行った旨の通知が、知事、町長、水防管理者、警察官及び自衛官等からあった場合は、この情報をとりまとめあわせて報告する。

「住家等一般被害状況等報告書」に定める調査報告事項

- ・災害救助法の適用の決定及び同法に基づく救助の実施を迅速、的確に行うため。
- ・特に人的被害並びに住家被害の世帯数及び人員の把握に努める。

町有建物の被害

- ・管財班が建築住宅班の協力を得て行い、これをとりまとめる。

S3-8-01-05 商工業・観光施設の被害状況調査方法

被害状況の調査、計上に当たっては、次の基準による。

- (1) 建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上。
- (2) 店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数は計上せず（住宅で扱う。）件数と被害額のみを計上。
- (3) 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は（ ）外書とする。
- (4) 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上。
- (5) 共同施設欄には、事業協同組合又は協同組合連合会、協業組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上。
- (6) 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価値の減少額等を計上。

S3-8-01-06 農業の被害状況調査方法

被害状況の調査報告は、おおむね次の方法による。

項目	内容
農業関係	<ul style="list-style-type: none">・ 農業関係の被害は、農林業振興班が各地区別に調査員を派遣し、調査する。・ 調査に当たっては、農業協同組合職員、農事改良組合長並びに農業関係団体の役員等の協力を得る。・ 県支部農業関係職員の立会いを求めて調査する。
耕地関係	<ul style="list-style-type: none">・ 農地及び農業用施設の被害については、農林業振興班が各地区別に調査員を派遣する。・ 調査に当たっては、土地改良区役員、農事改良組合長等の協力を得る。・ 必要に応じ県支部耕地関係職員の立会いを求めて調査する。
県営事業の被害	<ul style="list-style-type: none">・ 県事業所直轄事業（県営事業）の被害については、県支部において調査を行う。・ 本部においては、被害を発見したときは、その旨を県支部総務班に連絡する。

S3-8-01-07 林業の被害状況調査方法

- (1) 調査は、農林業振興班が調査員を現地に派遣し、森林組合等の協力を得、また必要に応じて県支部関係職員の立会いを求めて調査する。
- (2) 林業被害のうち、次の被害については、県支部農林班が行うので、その被害を承知したときは、その旨県支部各班に連絡する。
 - ・ 施工中の県営事業及び補助事業に関連のある被害
 - ・ 県有林（部分林を含む。）の立木及び林地被害
- (3) 立木被害は、利用伐期令以上のものは林産物の「木材関係」欄に、その他の立木は造林木被害として扱う。

S3-8-01-08 教育関係施設の被害程度判定及び用途別区分の基準等

被害程度の区分の判定及び用途別区分は、おおむね次の基準による。

全壊、全焼、流失	・ 建物が滅失又は建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根の全部又は一部が地上に落ちた状態。
半壊、半焼	・ 建物の構造部分が被害を受け、全壊に至らないが、傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度では復旧できない状態。 ・ 当該建物が復旧してもその安全保持上長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなす。
一部破損	・ 建物の構造部分が被害を受け、傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度で復旧できる建物の状態及び建物の構造部分以外の部分のみが被害を受けた状態。
建物	・ 当該学校の使用に供されている建物（建物に附属する電灯、電力、火災予知、火災報知、ガス、給排水等の附帯設備を含む）。
建物以外の工作物	・ 土地に固着している建物以外の工作物。 例) 自転車置場、吹き抜けの渡り廊下等
土地	・ 学校敷地、屋外運動場、実習地等の校地及び校地造成施設（校地造成施設とは、崖地の土留擁壁、排水溝、排水路、側溝、法面、芝、テニスコート等のコート類、トラック、フィールド、砂場、造園工作物（樹木は除く。）等。
設備	・ 児童、生徒用及び教師用の机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育器具、各教科の授業に用いる諸機械、車両、用具、給食調理機械器具、食器等。

S3-9-01-01 広報内容

広報の内容はおおむね次のとおりとし、災害時における民心の安定を図るとともに、災害情報を徹底するものとする。また、情報提供は、多言語で実施するなど外国人に対して十分配慮するものとする。

項目	広報内容
事前情報の広報	気象に関する情報 河川の水位の情報 公共交通機関の情報 携帯電話等の充電可能な施設等の情報 避難の必要性等、地域に与える影響 その他の情報
災害発生直後の広報	災害の発生状況 地域住民のとるべき措置 避難に関する情報（避難場所、避難情報等） 医療・救護所の開設状況 道路情報 停電及び停電に伴う災害の状況 その他必要情報
応急復旧時の広報	公共交通機関の状況 ライフライン施設の状況 食料、水、その他生活必需品等の供給状況 公共土木施設等の状況 ボランティアに関する状況 義援金、義援物資の受入れに関する情報 被災者相談窓口の開設状況 関係機関の災害応急対策に関する情報 停電の復旧に見通し その他必要事項

S3-9-01-02 災害警備広報

警察機関の行う災害時における災害警備広報は、おおむね次の方法で実施する。

項目	広報内容
広報事項	・災害の状況及びその見通し ・避難措置 ・犯罪の予防 ・交通の規制 ・その他警察措置
広報の方法	災害の種別規模等に応じて情報政策班を編成するほか、その保有する拡声器、インターネットなどの広報器材を活用して行うものとする。

S3-10-01-01 出火等の防止措置

町は、出火等を防止するため住民、施設、事業所等に対し、次の事項について広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。

- ・火気の使用中止
- ・ガス器具等火気使用器具の保安点検及び引火物等の漏出、流出等の防止のためガスボンベの元栓を閉める、電気のブレーカーを切る等の処置を徹底
- ・危険物施設の保安点検及び危険物等の漏出、流出等の防止
- ・ガス漏れ、漏電等に対する警戒及び異常発生時の町等への通報

S3-10-01-02 報告の種別及び報告期

報告種別	報 告 期 限	
	消防本部→県本部	県本部→消防庁
火災月報	翌月 10日まで	—
火災報告	4月、7月、10月、1月	5月、8月、11月、2月
火災詳報	県本部長の指示する日	消防庁長官の指示する日
火災即報	即 時	即 時

S3-10-05-01 救出対象者

- | |
|--|
| (1) 災害のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者 <ul style="list-style-type: none">・火災の際に火中に取り残されたような場合・水害の際に流出家屋とともに流され、又は孤立した地点に取り残されたような場合・崖崩れ等により生き埋めになったような場合・登山者が多数遭難したような場合（一般的には登山者が遭難した場合は、原則として山岳クラブ等の団体が実施するもので町本部が協力する。） |
| (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死の確認が明らかでない者 |

※本救出は、災害にかかった原因の種別あるいは住家の被害とは関係なく、必要に応じて実施する。

S3-10-05-02 災害救助法による被災者救出の実施基準

項目	手順その他必要事項
費用範囲	<ul style="list-style-type: none">・借上料・修繕費・燃料費
救出期間	<ul style="list-style-type: none">・被災者救出の実施は、災害発生の日から3日以内とする・災害発生から4日以上経過しても、まだ救出を要するものがあるとき又は災害が継続して新たに救出を要するものが生じ、災害救助法による救出の必要がある場合、町本部は法定の救出期間内に、次の事項を明示して、県中濃支部を通じて県本部に期間延長を要請する<ul style="list-style-type: none">・延長を要する予定期間・延長を要する地域・延長を要する理由又はその状況・救出を要する人数

S3-11-01-01 水防に関する配備体制

配備区分	配備基準	出動	
		配備場所	配備職員
警戒配備	雨等に関する注意報発表時	水防倉庫の点検	基盤整備班員
巡視配備	警戒水位に達したとき等	木曾川を含む町地域内 全河川及び溜池	建設部各班の班長 基盤整備班員
非常配備	危険な状態と判断されたとき	本部長指定場所	建設部

S3-11-01-02 丸山ダム洪水調節のための放流時の体制

区分	基準	配備体制	備考
警戒体制	丸山ダムの放流量が3,000 m ³ /sを超えたとき	防災安全部 建設部	夜間（休日）は、宿（日）直者が左記の者へ連絡する。 本部員へ自宅待機の連絡をする。 各部の体制は、それぞれの部の計画による。 高齢者等避難の検討・発令
非常体制	丸山ダムの放流量が4,000 m ³ /sを超え更に放流量の増加が見込まれるとき 貯水位186.3m到着予想があり、丸山ダムにて異常洪水時防災操作を行う見込みがあるとき	全部	災害対策本部の設置 高齢者等避難の発令 避難指示の検討・発令 消防団（水防）活動の実施検討 丸山ダム管理事務所長との連絡体制強化
	丸山ダムの放流量が4,800 m ³ /sに達する見込みがあるとき 貯水位186.3m到着予想があり、丸山ダムにて異常洪水時防災操作を行う見込みがあるとき	全部	避難指示の発令 消防団への情報伝達、巡視 役場全職員招集
	丸山ダムの放流量が4,800 m ³ /sを超え、浸水の恐れがある場合	全部	緊急安全確保の検討 消防団への情報伝達、巡視 （安全確保優先） 役場全職員全職員招集

※但し、状況に応じて本部長の判断により、上記に依らない基準での体制への移行を可能とする。

S3-11-01-03 非常警戒の巡回時の留意点

- | |
|----------------------------|
| (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ |
| (2) 裏法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ |
| (3) 天端の亀裂又は波下 |
| (4) 堤防の溢水状況 |
| (5) 樋門の両袖又は低部よりの漏水と扉の締め具合 |
| (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取付け部分の異状 |

S3-13-01-01 指定積雪量観測点

緊急体制に移行する時期を定める基本観測点であって次表の地点とする。

番号	指定積雪量観測点	警戒積雪深	備考
1	八百津町役場	40cm	
2	福地出張所	80cm	

S3-13-01-02 降積雪による対策本部体制

降積雪による体制	本部体制	設置基準	部名
平常体制	除雪対策本部	降雪期に設置	建設部
警戒体制	雪害対策本部	指定観測所が警戒積雪深に達した場合又は気象状況、降雪状況により必要と認められる場合	建設部 防災安全部
緊急体制	豪雪対策本部	指定観測所における積雪が300cmに達した場合又は気象状況、降雪状況により必要と認められる場合	全部
特別体制	八百津町災害対策本部の体制設置基準による。		

S3-13-02-01 降雪・除雪等に関する情報の連絡系統



S3-17-02-01 周知徹底事項

- ・避難の周知徹底に当たっては、できる限り次の事項を具体的に示し、その徹底を図る。
- ・緊急を要する場合にあっては、特に必要な事項について徹底できる範囲の事項を行う。

- (1) 避難の指示勧告者及び避難誘導者（機関）
- (2) 避難場所及び経路
- (3) 予想される災害の概要と見通し
- (4) 避難に当たっての留意事項（S3-4-03-03「避難に当たっての留意事項」参照）

S3-17-02-02 避難者の収容保護

収容対象者

- ・避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住家を立退き避難した者
 - ・住家が災害により全焼、全壊、流失し、又は半焼、半壊し、若しくは床上浸水の被害を受け日常起居する場所を失った者
- ※上記の者であっても被災をまぬがれた建物に居住し、あるいは縁故者に避難する者はこの限りでない。

収容期間

- ・災害救助法による避難所の開設、収容、保護の期間は災害発生の日から7日間とする
- ・それ以前に必要ななくなった避難所は逐次退所させ、期間内に完了する
- ・開設期間中に被災者が住居あるいは仮住居を見出すことができずそのまま継続するときは、その数が一部（少数）であれば、以降の収容は、災害救助法によらず、町の独自の収容として行う
- ・8日目以降においても多数の収容者を続けて収容する必要があるときは、町は、災害発生後5日以内に以下の事項を明示したうえ、県支部（総務班）を経て県本部に開設期間の延長を要請する
 - ・延長を要する期間
 - ・期間の延長を要する地域
 - ・期間の延長を要する理由
 - ・期間の延長を要する避難所名及び収容人員
 - ・延長を要する期間内の収容見込
 - ・その他

費用基準

- ・災害救助法による避難所の設置及び収容のため支出する費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

S3-17-02-03 避難に当たっての留意事項

- ・避難誘導者あるいは避難をする者は、次のような点に留意して安全な避難に努めなければならない。

着衣等

- ・避難に当たっては、次のものを着用し、又は携行すること。

<ul style="list-style-type: none"> ・頭に座ぶとん、ヘルメット（安全帽）等をつけること ・夏期等でも身体の裸出を避け、できる限り厚着をすること ・夜間は、懐中電灯を携行すること ・ロープ、紐等を携行すること ・手袋をはめ、運動靴、地下タビなどをはき、ひも等はきつくしめておく（長ぐつは、水がはいて歩きにくい）
--

携帯品（所持品）

- ・携帯品は、できる限り最小限度に止め、自力で所持でき避難の障害にならない程度のものとする。

<ul style="list-style-type: none"> ・主食（にぎり飯、パン等。乳児がいるときはミルク） 2～3食分程度 ・副食（かん詰、つけ物等携帯可能なもの）若干 ・飲料水（水筒、魔法びん等による。） ・貴重品（現金、貯金通帳、証書類、印鑑） ・肌着等衣類（気温を考慮し、寒冷期には毛布等も携行する。） ・ラジオ ・救急薬品（かぜ薬、胃腸薬、消毒薬、ガーゼ、ホータイ、脱脂綿） ・リュックサック、木綿の風呂敷（三角布として使用できる）

避難誘導の方法等

項目	内容
避難順序	・高齢者、幼児、女性、病人、障害者等の要配慮者を優先
集団避難	<ul style="list-style-type: none"> ・避難は集団で行い、単独行動は避ける ・誘導者は、集団の先頭と後尾につく ・誘導員は、集団人員を掌握し、脱落者を防ぐためにロープ等により集団を確保する ・集団の配列は、老人や子供を中央の安全な場所に位置させ、集団の安全確保を図る ・集団の規模あるいは危険度の高いときは、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を確保する ・誘導補助者が不足し、あるいはいない場合は、避難者等の中から壮健な者が誘導補助者あるいは直接誘導者となって集団の統制をとる
病人等の避難	・病人、乳幼児等自力で行動のできない者がいる場合、誘導者あるいはその補助者がその家族に助力し、必要に応じ担架、車両等によって移送する
広域災害による大規模輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・町は、被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町単独では処置できないときは、県中濃支部（総務班）を通じて県に避難者移送の要請をする ・県本部は、要請を受けたとき、自衛隊の出動を求める等適宜の方法により、陸上、水上輸送をするほか空輸等の方法によって避難させる ・県支部内において対策可能のときは、支部限りで実施する ・事態が急迫しているときは、直接隣接市町、支部警察班等と連絡して実施する

項目	内容
その他事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ・台風時は、むやみに外に出ないようにし、建物が危険となりきに避難をするときは、風に飛ばされるものも多く、これらに充分注意する。また、建物が倒壊するおそれもあるので、う回路を利用するなど注意を要する ・避難途中で電線がたれ下がっているような場合は、絶対にふれず、避難誘導者は、中部電力又は町本部に通報する ・自動車交通のひんばんな道路を避難するときには、交通事故の防止に努め、必要に応じ県支部警察班と連絡し安全を期す ・避難のために家屋を空けるとき等は、盗難予防あるいは財産保全のために戸締り施錠を厳重にし、危険のある災害に応じた家財等の処置（浸水時にあっては、家財を高い所に移す等）をする ・予想される災害の程度を考慮して必要に応じ、家族のうち青壮年者が居残る等万全を期すこと。この場合、避難誘導者は、その旨町本部に通報し、予防警戒等を依頼する ・火の元に注意し、完全に火の始末をする

避難先

- ・避難時は家族全員が家にいる場合のみでないので、不在者が後から避難先へ合流できるように家族全員で打ち合わせておく。

S3-17-02-04 避難所の指定

町本部は、避難指示者と協議し、災害時における避難所、避難経路等を定めるものとする。

- (1) 避難は、避難の指示勧告者が避難する者を掌握し、指定避難所へ誘導する
- (2) 火災の発生等指定した避難所が使用できなくなり、他に避難所を開設することができないとき、又は適当でないときは、できる限り縁故者宅等に避難させる
- (3) 指定緊急避難場所へ誘導したときは、その施設の管理者又は避難誘導者は、直ちにその旨を本部室に通報し、その後の処理については、町民部の指示に従う

S3-17-03-01 避難所の開設場所

指定避難所の開設

- ・災害の態様に応じ安全適切な場所を選定し、避難所を開設する。

指定避難所以外の避難所の開設

- ・指定避難所以外の場所に町民が避難していることが判明した場合、避難場所として安全適切と判断できたときは、避難所として開設し、町本部員を派遣する。
- ・この場合において、できる限り早い時期に指定避難所へ移動できるよう措置する。

S3-17-04-01 避難所における措置

避難所における救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- ・被災者の収容
- ・被災者に対する給水、給食措置
- ・負傷者に対する医療救護措置
- ・被災者に対する生活必需品の供給措置
- ・その他被災状況に応じた応援救援措置
- ・その他別に定める「避難所運営マニュアル」による措置

S3-18-01-01 炊き出し可能施設

地区名	施設名	品名	数量	能力 (食)	備考
八百津地区	学校給食共同調理場	連続炊飯機	1	1,500	
	中央公民館	ガス釜	4	135	
	八百津小学校	ガス釜	1	45	
	八百津保育園	回転釜、ガス釜	4	300	
	蘇水園	回転釜、炊飯器	3	200	
和知地区	和知農業者研修センター	ガス釜	2	75	
	八百津中学校	ガス釜	1	45	
	和知保育園	回転釜、ガス釜	3	240	
伊岐津志地区	錦津公民館	ガス釜	1	30	
	錦津小学校	ガス釜	2	90	
	錦津保育園	回転釜、ガス釜	3	165	
	敬和園	回転釜、ガス釜	5	270	
久田見地区	久田見生活改善センター	ガス釜	2	60	
	久田見小学校	ガス釜	2	90	
	八百津東部中学校	ガス釜	2	90	
	久田見保育園	回転釜、ガス釜	2	150	
福地地区	福地公民館	ガス釜	1	45	
	元福地小学校	ガス釜	2	90	
潮南地区	潮南環境改善センター	ガス釜	4	150	
	潮見小学校	ガス釜	1	45	

S3-18-01-02 炊出しの献立

献立は、被害状況に留意し、できる限り栄養価等に考慮するものとする。

項目	内容
主食	・主食は、握り飯及び包装食によるものとする。
副食	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生直後の混乱時、あるいは給食者が分散しているとき等、副食の配分が困難な場合は、缶詰、つけ物等の輸送配分に便利なものにする。 ・給食が長期にわたるような場合にあっては、栄養価を考慮して実施する。 ・食器を必要とする副食は、事態が平穏化し食器が支給され、あるいは確保できた後に行う。
湯茶	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫上、生水の飲用を避けるため、炊出しに合わせ、必ず湯茶の供給を行う。 ・湯茶は、被災者の所持する容器に供給する。 ・集団的に食事し、あるいは収容する場合には、湯茶及び容器を備え付け供給する。

S3-18-01-03 災害救助法に基づく食料供給実施基準

炊出し及び食品の給与のうち災害救助法に基づく実施基準その他は、次のとおりである。

項目	内容
実施対象者	<p>【炊出し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所に収容された者 ・家屋の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であつて、炊事のできる方途のない者 <p>※床下浸水の場合は、炊出しの対象とはならない ※避難の指示に基づき避難所に収容した者は対象とする ※旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等は、被災地の市町村において対象とする</p> <hr/> <p>【食料品、その他の食品の給与】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水以上の被害を住家に受けたため現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者 ・食料品を喪失し、持ち合わせのない者（避難の指示による避難は対象にならない）
実施期間	<p>【炊出し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の日から7日以内 ・期限前に炊き出しの必要がなくなればその日までとする ・多数の者に継続実施の必要がある場合、町本部は次の事項を明示して、県中濃支部救助班を通じて県本部に期間延長を要請する <ul style="list-style-type: none"> ・延長の期間 ・延長を要する地域及び対象人員 ・延長を要する理由 ・その他 <hr/> <p>【食品の給与】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の日から7日以内とし、炊出しと重複して支給することはできない ・「被災者旅行証明書」を発行した者に支給される
費用の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・1人1日当たりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める範囲内 ・費用とは、主食費、副食費、燃料費、雑費等の合計 ・費用の基準は1人1日分であつて、1食分については、1日の費用の3分の1とする ・食品の給与は、主食、副食及び燃料費等の支給が基準額以内で現物により給付 ・被災者が一時縁故地等へ避難する場合における食品の給与は、3日分以内

項目	内容
費用の範囲、種別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主食費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売業者から購入した主食代（小売価格） ・ 知事が東海農政局岐阜農政事務所から一括売却を受け配分した主食代（売却価格） ・ 配給食料のほか一般食料品店で購入したパン、うどん、押麦、甘藷、乳児用ミルク等（購入価格） ・ 副食費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限なし ・ 燃料費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 品目、数量については制限なし。 ・ 雑費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 器物（かま、なべ、やかん、しゃくし、バケツ）等の借上料、謝金その他茶、はし、荷札等の購入費であって、備品類の購入は認めない ・ 町その他公共団体から借用した物品の借入料及び謝金は認めない ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費、輸送費は、特別の場合を除き原則として認めない
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法による被災者の炊出しは、特別の場合を除いて7日以内とされているので、8日以降は自力で炊事ができるよう物資の配分その他について配慮する ・ 災害救助法による炊出し及び食品の給与に関する細部事項並びに各様式等については、県計画第3章第19節「食料供給活動」の定めるところによる ・ 災害救助法による以外の炊出し等に当たっては、災害救助の基準等を参考にして実施する ・ 防護活動者に対する炊出し量は、1食300g ・ 町は、個人においても、日ごろから3日分程度の応急食品を準備しておくよう、住民に広報する

S3-18-01-04 食品衛生に関する留意点

- ・給食センター班は、班員を派遣し、実施期間中食品衛生について指導監視を行い、食中毒症状を呈するものが発生したときは、直ちに医師による診察を受けさせて、速やかに県支部保健班に連絡し原因究明の調査を行うとともに再発防止に努める。
- ・指導監視が十分にできない場合は県本部に応援を要請する。
- ・給食センター班は、炊出しに当たって、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

- (1) 炊出し施設には、飲料適水を十分供給すること。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付けること。
- (3) 炊出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。
- (4) 供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意すること。
- (5) 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入れを行い、保管にも注意すること。
- (6) 炊出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、これらが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、塵埃汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。
- (7) 炊出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等は避け、できる限り要員を固定化すること。また、炊出しに携わった者を明確にしておくこと。
- (8) 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があった場合には、直ちに給食センター部に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。
- (9) 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに、食品の品質低下を避ける措置をとること。

S3-18-02-01 給水拠点所在地

NO.	貯水拠点名	所在地	種類	容量(m ³)	備考
貯水拠点所在地					
1	油皆洞配水池	八百津油皆洞	SUS受水槽	60	
2	鯉居配水池	八百津鯉居	SUS受水槽	-	
3	八百津町ファミリセンター	八百津	SUS受水槽	50	消防用水利
4	錦織配水池	八百津錦織	RC受水槽	1,200	2池構造
5	コーポやおつ	八百津	SUS受水槽	18	
6	コーポささゆり	八百津	SUS受水槽	11	
7	錦織ポンプ場	錦織	SUS受水槽	50	
8	学校給食調理場	八百津	SUS受水槽	20	
9	伊岐津志調整池	伊岐津志	PC受水槽	-	
10	八百津高等学校	伊岐津志	SUS受水槽	30	
11	八百津中学校	野上	SUS受水槽	30	
12	洞配水池	和知洞	SUS受水槽	320	2池構造
13	洞ポンプ場	和知洞	SUS受水槽	60	2池構造
14	和知保育園	和知前野	SUS受水槽	4	
15	和知小学校	和知		-	給水車
16	上飯田配水池	上飯田	RC受水槽	163	
17	上飯田ポンプ場	上飯田	SUS受水槽	12	
18	小峰配水池	八百津丸山	RC受水槽	96	2池構造
19	北山徳区配水池	八百津北山	RC受水槽	12	
20	小洞配水池	久田見小洞	RC受水槽	96	
21	久田見配水池	久田見松坂	RC受水槽	495	
22	嵩配水池	上吉田樺	SUS受水槽	83	
23	夫婦梨配水池	久田見小洞	SUS受水槽	8	
24	八百津東部中学校	久田見下田	SUS受水槽	7	
25	久田見小学校	久田見中盛	SUS受水槽	10	
26	中配水池	潮見中	SUS受水槽	100	2池構造
27	中配水ポンプ場	潮見中	SUS受水槽	10	2池構造
28	峯配水池	南戸峯	SUS受水槽	60	
29	十日神楽配水池	潮見十日神楽	SUS受水槽	48	
30	篠原配水池	潮見篠原	SUS受水槽	80	2池構造
給水拠点所在地					
1	木野配水池	八百津木野	SUS受水槽	1,200	2池構造
2	和知配水池	和知	SUS受水槽	1,500	2池構造

S3-18-02-02 給水の優先順序

飲料水の供給に当たって順位を設けて配分する必要があるときは、おおむね次の順序で行う。

- | |
|--|
| (1) 避難所及び炊出し場所
(2) 病院（手術、入院施設のあるものは最優先）
(3) 断水地域の住民、施設 |
|--|

S3-18-02-03 災害救助法に基づく給水実施基準

項目	内容
実施対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のため、現に飲料水を得ることができない地区に居住している者 ※住家あるいは家財の被害がなくても、その地区において自力で飲料水を得ることができない者であれば対象とする ※住家に被害があっても自力で近隣において確保できるときは対象としない
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の日から7日以内 ・期限前に給水の必要がなくなればその日までとする ・多数の者に継続実施の必要がある場合、町本部は次の事項を明示して、県中濃支部救助班を通じて県本部に期間延長を要請する <ul style="list-style-type: none"> ・延長を要する期間 ・延長を要する地域及び対象人員 ・延長を要する理由
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費 機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、樽、瓶、水のう等 ・浄水用薬品及び資材費 薬品：カルキ等 資材：ろ過に必要なネル、布、ガーゼ等 ・飲料水の輸送費及び供給のための賃金職員等雇上費 ・費用の限度は、おおむね1人1日当り3リットルを供給するのに必要な範囲の額とする

S3-18-03-01 物資供給拠点

地区別	施設名	備考
八百津地区	八百津町役場本庁舎	
錦津地区	錦津出張所	
和知地区	和知出張所	
潮南地区	潮南出張所	
福地地区	福地出張所	
久田見地区	久田見出張所	

S3-18-03-02 物資供給対象者

- ・住家が全失（全焼、全壊、流失家屋をいう。）及び半失（半焼、半壊家屋をいう。）並びに床上浸水した世帯
 - ・被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した世帯
 - ・物資販売機構の混乱等により資力の有無にかかわらず家財を直ちに入手することができない状態にある世帯
- ※床上浸水には、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態になったものも含む。

S3-18-03-03 物資輸送の留意点

- (1) 物資の荷造りは自治体ごとに行い、授受を簡便にすること
- (2) 輸送は、原則として自動車輸送とすること
- (3) 自動車輸送に当たっては、責任者が同乗し輸送の的確に期すること
- (4) 引継に当たっては、「救助用物資引継書」を作成し、授受の関係を明確に記録しておくこと

S3-19-01-01 在宅の要配慮者対策

地震発生直後、関係機関の協力を得て、在宅保健福祉サービス利用者、ひとり暮らし高齢者、障害者、難病患者等の名簿、避難行動要支援者名簿や地図あるいは警察（特に交番及び駐在所）の情報を利用するなどして居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努め、できるだけきめ細かな対策を講ずる。

- (1) 要配慮者が必要とする支援内容の把握（時系列で行う）
- (2) 要配慮者のニーズに応じた救援、救護
 - ・特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供
 - ・要配慮者用資機材（車イス、障がい者用トイレ、ベビーベッド等）の提供
 - ・ボランティア等生活支援のための人材の確保及び派遣
 - ・情報提供
 - ・人工透析及び難病患者等への医療の確保など
- (3) 避難所での要配慮者への配慮
- (4) 要配慮者向け相談所の開設
- (5) 二次避難所としての社会福祉施設の活用検討
- (6) 要配慮者向け仮設住宅の提供、優先入居

S3-21-03-01 住宅対策等の調査事項

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 公営住宅入居希望者 | (6) 生活福祉資金借入希望者 |
| (2) 国庫資金借入希望者 | (7) 母子福祉資金借入希望者 |
| (3) 仮設住居入居対象者 | (8) 社会福祉施設入居希望者 |
| (4) 住宅応急修理対象者 | (9) 寡婦福祉資金借入希望者 |
| (5) 障害物除去対象者 | |

S3-21-03-02 住宅対策に関する各種制度の調査事項・留意点

- ・制度種別が極めて多く、かつその内容がそれぞれ相当に異なるので、被災者に対して十分にその内容を徹底する必要があること
- ・建設あるいは融資等の時期が異なるため、本調査後相当の変更希望者が予想されるが、直ちに着手する災害救助法による制度については、特に正確を期するように努めること
- ・各制度別重複計上を避けることにこだわり、本人の第1希望のみによって計上することなく、その世帯条件も十分考慮して適切な種別を希望できるよう指導すること
- ・各制度種別のうち、次の制度間については重複して差し支えないこと

- | |
|--------------------|
| (1) 応急仮設住宅と各種公営住宅 |
| (2) 応急仮設住宅と各種資金融資 |
| (3) 住宅の応急修理と各種資金融資 |
| (4) 障害物等の除去と各種資金融資 |

※各制度の別の調査方法は、本計画の定めるところによる

S3-21-04-01 仮設住宅入居者条件

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・住宅が全失した世帯・居住する仮住宅がなく、また借家等借上げもできない世帯・生活程度が低く、自己の資力で住宅を確保することができ得ない世帯・生活能力が低くかつ住宅に必要度の高い世帯から順次選定し、特に高齢者、障害者を優先 |
|---|

※選定に当たっては、民生児童委員その他関係者の意見を参考にする。

※必要に応じた適宜補欠も選定する。

S3-21-04-02 仮設住宅建設のための応援要請

町において仮設住宅の建設を実施できないときは次の方法により応援を得て実施する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・町本部は、県支部救助班に仮設住宅建設の応援を要請・町本部は、仮設住宅建設の予定場所を選定し、「応急仮設住宅入居該当世帯調」に略図（適宜No等を付し、入居該当調と対照できるようにする。）を添えて県支部救助班に提出する |
|---|

※敷地の選考に当たっては、できる限り集団的に建築できる公共地等から優先的に選ぶ。

※被災者が相当期間居住することを考慮し、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。

※私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。

S3-21-04-03 仮設住宅の建設と管理

項目	内容
建設基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・面積の限度 29.7㎡以内 ・費用の限度（整地費、附帯工事費、事務費等含む。）は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内 ・必要に応じ、高齢者、障害者向け応急仮設住宅を設置 <p>（注）面積及び建設費の限度額をやむを得ない事由で超過させる必要があるときは、県本部健康福祉政策班に連絡する。</p>
建設期間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の日から20日以内に着工し、でき得る限り速やかに完成 ・20日以内に着工できないときは、その理由を付して県本部健康福祉政策班に期間延長を申請し、承認を得て必要最小限度の期間を延長する <ul style="list-style-type: none"> ・延長を要する期間 ・延長を要する地域 ・延長を要する理由（具体的に） ・その他（期間の延長を要する地域ごとの設置戸数等）
建設資材及び用地の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・建設のための資材は、原則として請負業者が確保する ・町本部は、応急住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を把握する
仮設住宅の管理	<p>【家賃及び維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃は無料とするが、維持補修については入居者の負担 ・維持補修に当たって原形の変更を認めようとする場合は、県の意見を聞かなければならない ・地料を必要とするときは、入居者が負担 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【入居者台帳の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者を仮設住宅へ入居させるについては、趣旨をよく説明し、貸与期間が2か年であることも指示し、「入居誓約書」を徴してから入居させる ・「応急仮設住宅入居者台帳」を作成し、その1通を県本部健康福祉政策班に提出し、前記「入居誓約書」とともに整備保管
着工及び竣工の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・建設部は、請負業者から着工及び竣工報告（写真添付）を徴し、県支部救助班を経由して、県本部健康福祉政策班に提出

S3-21-05-01 被災住宅応急修理対象世帯

- ・災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けるなど、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない世帯であること。
- ・生活程度が低く、自己の資力では住宅の応急処理を行うことができない世帯であること。
- ・選定に当たっては、民生児童委員その他の関係者の意見を聞き、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度の高い世帯から、順次修理戸数の範囲内において選定する。
- ・必要に応じ適宜補欠世帯も選定する。

S3-21-05-02 被災住宅応急修理基準

項目	内容
修理箇所	・居室、炊事室、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象 ・個々の修理部分については、日常生活に欠くことのできない緊急を要する破損箇所を対象 例) 土台、床、天井、屋根、窓、戸等
費用基準	・1世帯当たりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内 ・費用とは、原材料費、労務費、輸送費、事務費等一切

S3-21-05-03 被災住宅応急修理期間

- ・災害発生の日から1か月以内
- ・1か月以内に修理することができないと認められた場合は、次の事項を明記して、県本部健康福祉政策班に期間延期の申請をする
 - ・延長を要する期間
 - ・延長を要する地域
 - ・延長を要する理由
 - ・延長を要する地域の応急修理戸数
 - ・その他

S3-21-05-04 障害物除去対象世帯

項目	内容
除去対象世帯	・住家が半壊又は床上浸水の被害を受け、土砂石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、日常生活に著しい障害をきたしている世帯 ・生活程度が低く、自己の資力では障害物を除去することができない世帯 ・高齢者世帯、母子世帯等で自力で除去することができない世帯 ※民生児童委員その他関係者の意見を聞き、選定する組織及び方法を計画しておく
費用の基準	・岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内 ・同一住家（1戸）につき2以上の世帯が同居している場合は、1世帯当たりの限度額の範囲内とする
応援の要請	・町本部において障害物の除去が不可能なときは、次の事項を明示して県支部建築班に応援を要請する <ul style="list-style-type: none">・応援を要する地域（作業場所）・障害物の除去を要する戸数及び状況・応援を求める内訳（人員、機械、器具等）・応援を求める期間・その他

S3-21-05-05 住宅融資制度

対象種別		内容	
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災世帯が自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	親せきその他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営施設収容	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居
		(2) 社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫資金融資	災害復興住宅建設補修資金	
一般個人住宅災害特別貸付			
地すべり関連住宅貸付			
4 災害救助法による仮設住宅供与		自らの資力では住宅を得ることができない者に対して町が仮設の住宅を供与する。	
5 災害救助法による仮設住宅建設		生活能力の低い世帯のため町が仮設の住宅を建設する。	
住宅の修繕	1 自費修繕		被災者が自力（自費）で修繕をする。
	2 資金融資	(1) 国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に住宅金融公庫が融資（災害復興住宅建設補修資金）して改築あるいは補修する。
		(2) その他公費融資	生活困窮世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のために町が応急的に修繕する。
4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	
障害物の除去等	1 自費除去		被災者が自力（自費）で除去する。
	2 除去費等の融資		自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために町が除去する。
	4 生活保護法による除去		保護世帯に対し土砂等の除去又は屋根の雪おろしを生活保護法で行う。

(注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

2 住宅の確保のうち3の融資、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。

3 住宅修繕のうち2の(1)の融資及び3による修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象としたものである。

4 障害物の除去等とは、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいうものである。

S3-21-05-06 生活保護法による家屋修理

災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法に基づき、次の方法で家屋修理する。

項目	内容
(1) 家屋修理等	<ul style="list-style-type: none">・厚生労働大臣が定める基準額の範囲内・必要最小限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理
(2) 土砂等の除去費	<ul style="list-style-type: none">・家屋修理費の一環として(1)による基準額の範囲内・土砂、使用不能となった家財等の除去に要する器材の借料及び賃金職員雇上費等
(3) 屋根の雪下ろし費	<ul style="list-style-type: none">・降雪が甚だしく、屋上の雪下ろしをしなければ屋根が破損するおそれがある場合は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内・雪下ろしに要する賃金職員雇上費

S3-22-01-01 医療班の編成

医療班の構成

- ・ 医療班は、八百津町医療機関により編成する。
 - ・ 医療班の基本的な構成は以下のとおりであるが、災害の種類、規模状況に応じて適宜増員する。

・ 医師	1名
・ 薬剤師	1名
・ 看護師、助産師又は保健師	2名
・ 事務職員	1名
- (注) 運転士については必要に応じ編成に加える。

町内医療機関

施設名	所在地	科別	ベッド数
伊佐治病院	錦織	内・理	48
大治会伊佐治医院	石畑	内・外・肛・整	19
粕谷医院	大宮	内・外	19
佐藤クリニック	上石原	内・皮泌・理・歯	—
潮南診療所	潮見	内	—
福地診療所	福地	内	—
和知すこやかクリニック	和知	内・外・消	—

S3-22-01-02 医療及び助産・救助の対象

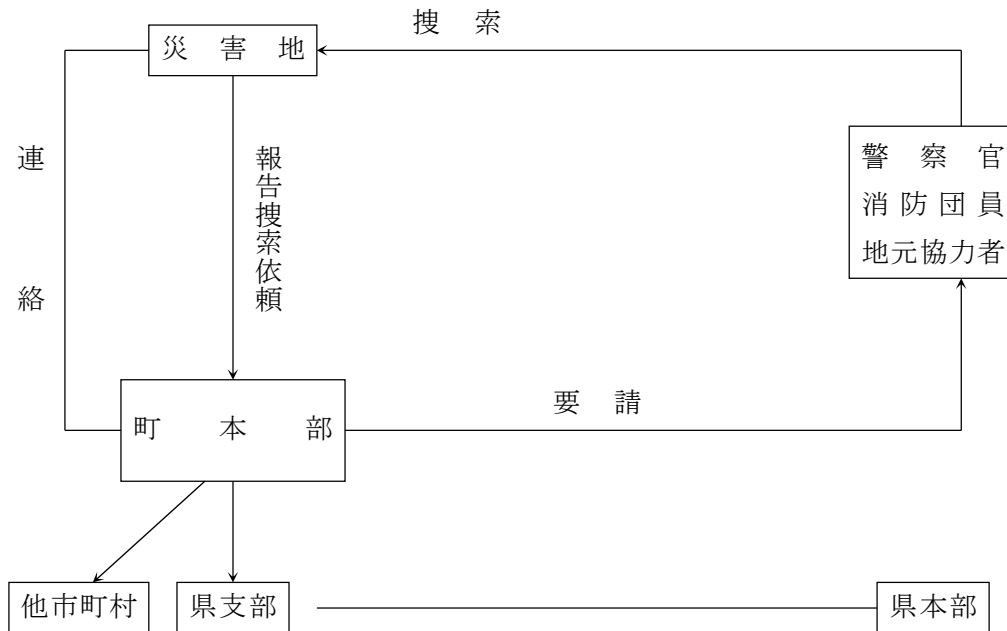
項目	対象者
医療救助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにかかわらず、災害のため医療の途を失った者 ・ 医学的配慮の上から、災害時における異常な状況でストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者
助産救助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者（死産、流産を含む。）

S3-22-01-03 費用の基準

項目	内容
医療班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用した薬剤、治療剤及び医療器具消耗破損の実費 ・ 医療班が使用し、あるいは患者輸送に要した借上料、燃料等は、輸送費として別途に扱う ・ 事務費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療班員の派遣旅費
日本赤十字救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要した経費の実費（災害救助法第34条に基づく）
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険の診療報酬の例による額以内（生活保護法医療扶助の基準）
助産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費等の実費 助産師による場合は、当該地域における慣行料金の8割以内の額

S3-23-01-01 行方不明者の捜索の流れ

行方不明の状態にある者で周囲の状況から既に死亡していると推定される者があるときの遺体の捜索は、町本部が警察その他関係機関と連絡をとり、災害救助部が奉仕団の協力を得て必要な器具、器材を借り上げて実施する。



S3-23-01-02 応援要請時に明示する事項

- ・町本部は、県支部総務班に応援を要請するに当たり、次の事項を明示する。
 - ・遺体が埋没し、あるいは漂着していると思われる場所
 - ・遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等
 - ・応援を求めたい人数、舟艇、器具等
 - ・その他必要な事

S3-23-01-03 埋葬の実施の留意点

- (1) 事故死等の疑いのある遺体は、必ず警察機関から引継ぎを受けた後埋葬等に付す。
- (2) 身元不明の遺体は、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。
- (4) 町地域内の埋葬のための棺、その他は町内又は最寄り市町の葬具店より購入するものとする。
- (5) 大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、「岐阜県広域火葬計画」に基づき、円滑な広域火葬を実施する。

また、この際の費用負担は、災害救助法の定めるところにより行う。

- (6) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時における遺体埋葬の実施基準等は、次によるものとする。

項目	内容
実施基準	<p>災害の混乱時に死亡した者であること（災害の発生前に死亡した者で、葬祭の終わっていないものを含む。）</p> <p>災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急に避難を要するため時間的、労力的に埋葬を行うことが困難 ・墓地又は火葬場等が浸水又は流出し、個人の力では埋葬を行うことが困難 ・経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず棺、骨つぼ等の入手が困難 ・埋葬すべき遺族がないか又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難 <p>災害救助法適用地域の遺体が他市町村に漂着したような場合で漂着市町村が実施する場合</p> <p>※被災地域が社会的混乱のため、遺族、縁故者又は町本部で引取りが困難なときに限る</p> <p>※この場合の経費は、町本部が県本部に求償する</p>
埋葬期間	<p>災害発生の日から10日以内</p> <p>期間内において埋葬救助を打ち切ることができない場合、町本部は次の事項を明示して、県支部総務班を経由して県本部に期間延長の要請をする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長を要する期間 ・期間の延長を要する地域 ・期間の延長を要する理由 ・埋葬を要する遺体件数 ・その他
費用の範囲	<p>棺、骨つぼ、火葬又は土葬に要する経費</p> <p>埋葬の際の人夫及び輸送に要する経費を含む</p> <p>埋葬に当たったの供花代、酒代等は含まない</p>
費用の限度	<p>岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲以内</p> <p>大人、小人の別は、満12歳に達したものから大人として扱う</p>

S3-24-01-01 感染症予防委員の選任

- ・ 患家の清掃方法及び消毒方法等の指導監督及び衛生教育等を行いあるいは防疫作業に協力するため県本部長が指示したときに感染症予防委員を選任する。
- ・ 感染症予防委員は、町本部が次の者のうちから選任する。
 - ・ 町地域内の医師
 - ・ 地域代表者
 - ・ 小中学校、保育園等の代表者
 - ・ 事業所の代表者
 - ・ その他本部長が適当と認める者

各施設に集団発生があった場合

S3-24-01-02 防疫班の編成

- ・ 町本部は防疫実施のため防疫班を編成する。
- ・ 編成は実施の範囲、程度、規模等に応じて編成するが班の規模はおおむね次のとおりである。
 - ・ 班長 1名
 - ・ 事務職員 1名
 - ・ 作業員 3名

- (注) 1 班長は、町本部の健康増進班長をもってあてる
2 事務職員は、健康福祉課内職員をもってあてる
3 作業員は、奉仕団員又は本部職員の応援者をもってあてる

S3-24-01-03 鼠族昆虫等の駆除手順

- ・ 鼠族昆虫等の駆除は、被災全家屋について実施することが困難なときは、実情に応じて重点的に選択実施するものとする。

A 級災害地（感染症流行のおそれのある地域が広範囲にわたっている場合）

床上浸水家屋（流失、全半壊を含む。）	1戸当たり	ダイアジノン油剤	1.50
床下浸水家屋	1戸当たり	ダイアジノン油剤	0.80
床上床下浸水家屋ともに	1戸当たり	殺虫剤	40g

(注) 殺虫剤の基準量は、オルソジクロールベンゾール系蛆剤を使用した場合の便所1個に必要な量であること。また、薬品の種類は現地の実情に応じ適宜変更して差し支えない。

B 級災害地（感染症流行のおそれのある相当広い地域が数カ所以上に及ぶ場合）

(ア) の基準のおよそ3分の2

C 級災害地（感染症流行のおそれのある地域が小さくかつ点在性である場合）

(ア) の基準のおよそ3分の1

S3-24-01-04 消毒方法の基準

項目	内容
飲料水の消毒	<ul style="list-style-type: none"> 井戸から給水を行う場合、水量の50分の1のかせい石灰を乳状にしたもの又は水量の500分の1のクロール石灰水（クロール石灰：水＝5：95）を投入し、十分攪拌した後12時間以上放置 水道から給水を行う場合、塩素消毒を強化し、給水栓水における遊離残存塩素0.2mg/l以上に保持 井戸又は水道以外から給水を行う場合、水道からの給水基準に準ずる
家屋内の消毒	<ul style="list-style-type: none"> 汚水等で汚染された台所、調理器具等を中心にクレゾール水等の消毒液を用いて拭浄 床下は湿潤の程度に応じて、石灰などを撒布
便所の消毒	<ul style="list-style-type: none"> 石灰酸水（石灰酸：水＝3：7）、クレゾール水もしくはホルマリン水の消毒液を用いて拭浄又は撒布 便池には、かせい石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を注ぎ攪拌
芥溜、溝渠の消毒	<ul style="list-style-type: none"> 芥溜及びその周辺の土地には、石灰乳又はクロール石灰水を使用 溝渠には、かせい石灰乳又はクロール石灰水を注ぎ、塵芥は焼却
患者運搬用器等の消毒	<ul style="list-style-type: none"> ウイルスに汚染した物件などを運搬した器具は、使用の都度、石灰酸水、クレゾール水、昇汞水若しくはホルマリン水で拭浄又は撒布
消毒使用薬剤	<p>【A級災害地】 （感染症流行のおそれのある地域が広域にわたっている場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> 床上浸水（流失、全半壊家屋を含む。） 1戸当たり クレゾール200g 床下浸水 1戸当たり クレゾール 50g 床上床下浸水家屋ともに 1戸当たり 普通石灰 6kg <hr/> <p>【B級災害地】 （感染症流行のおそれのある相当広い地域が数カ所以上に及ぶ場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> A級災害地の基準のおよそ3分の2 <hr/> <p>【C級災害地】 （感染症流行のおそれのある地域が小さくかく点在性である場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> A級災害地の基準のおよそ3分の1
器具等	<ul style="list-style-type: none"> 消毒の実施地域、実施戸数、地理的条件等を勘案、必要な噴霧器、運搬器具などを確保整備する

S3-26-01-01 収集順序決定の留意点

- (1) 洪水時においては、水位の状況を把握し、減水した地区から実施すること。
- (2) 被災所帯における屋内清掃状況を考慮すること。
- (3) 感染症発生のおそれのある地域等は最優先すること。

S3-26-01-02 ごみの処分手順

- ・収集したごみは、可茂衛生施設利用組合にて処分を原則とする。
- ・最終処分場不足も予想されることからリサイクル等による減量化施策を行う。
- ・不燃性物質又は焼却できないごみは埋立処分する。
- ・フロン類使用機器の廃棄処分に当たっては、フロン類の適正な回収・処理を行う。

S3-26-02-01 し尿の汲取手順

- ・ 取り順序の決定に当たっては、ごみ収集の順序決定に当たっての留意点を考慮する。

S3-26-02-01 仮設トイレの設置手順

- ・ 避難所施設等に伴う仮設トイレの設置は、原則として、し尿溜めが装備されたものを利用する。
- ・ 避難人員200人に対して、大小便器それぞれ2個以上ずつ設置する。
- ・ 緊急やむを得ない場合は、立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定し、同様の数以上建設する。
- ・ 閉鎖に当たっては、消毒実施後撤去する。

S3-28-01-01 義援金品の募集配分機関

- ・地域における義援金品の募集及び配分は、福祉班が中心になり、おおむね次の機関が共同しあるいは協力して行う。

- ・日本赤十字社岐阜県支部八百津町分区（義援金のみを取扱う。）
- ・八百津町自治会長会
- ・八百津町社会福祉協議会
- ・八百津町民生児童委員協議会

- ・特殊な災害等による募集配分については、関係のある機関が単独あるいは共同して行う。
- ・義援金品の募集は県及び郡単位で実施する場合のほか、次の災害が発生したときは、町単独で募集する。

- (1) 隣接市町に全失50世帯以上の災害が発生したとき
- (2) 町地域内に全失10世帯以上の災害が発生したとき

(注) 募集に当たっては被災世帯又は被災地域は除くものとする。

S3-28-01-02 義援金品の募集・配分に関する事項

項目	内容
募集に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・参加団体・募集対象（一般世帯募集、学校募集等）・募集の種別（金銭募集、物品募集の別）・集積、輸送の場所、方法、期間等・その他必要な事項
配分に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・配分基本方針・配分、輸送の時期、方法・特殊な金品（条件付金品等）の配分・その他必要な事項

S3-28-01-03 義援金品の配分基準

- ・義援物資募集機関等で構成する配分委員会は、災害義援金品の配分を決定するに当たり、おむね次表の基準によって行う。
- ・特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々について検討して行う
- ・福祉班が、災害義援物資を被災者に配分する場合次表の（１）に定める基準を参考にして行う。
- ・民生児童委員その他関係者の意見を聞き、実情に即した配分をする。
- ・災害義援金の配分に当たっては、配分委員会の定める方法により、福祉班が行う。

項目	内容
一般家庭物資	・全失世帯 1 ・半失世帯 1／2 ・床上浸水世帯 1／3
無指定金銭	・死者（行方不明で死亡と認められる者含む。） 1 ・重傷者 1／2 ・全失世帯 1 ・半失世帯 1／2 ・床上浸水世帯 1／3

- (注) 1 床上浸水10日以上の子帯にあつては、物資、金銭とも半失世帯の基準による。
2 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することができるものとする。

S3-28-01-04 義援金品の配分時期

- ・配分は、できる限り受付又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とする。
- ・義援金品が、少量、小額時の配分は、世帯別配分を不可能にし、かつ、輸送あるいは労力等経費の浪費ともなるので一定量に達したときに行う等配分の時期には十分留意して行う。
- ・腐敗、変質のおそれがある物資については、速やかに適宜の処理をするよう常に配慮して扱う。

S3-28-01-05 義援金品の募集・配分にかかる費用

- ・義援金品の募集又は配分を要する労力等は、できるだけ無料奉仕とする。
- ・輸送その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担する。
- ・実施機関における負担が不可能な場合には、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えないが、経費の証拠記録は整備保管しておく。

S3-30-01-01 施設機能の応急対策

- ・ 停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発動発電機の配置並びに燃料確保
- ・ 無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧
- ・ 緊急輸送車両その他車両の配備
- ・ 複写機の非常配備、被災電算機、複写機等の応急復旧
- ・ その他重要設備の点検及び応急復旧
- ・ 飲料水の確保
- ・ エレベーターに閉じ込められた者の救出
- ・ 火気点検及び出火防止措置

S3-31-01-01 応急復旧の目標期間の設定

- ・ 3日まで：給水拠点による給水（1人1日3リットル）
- ・ 10日まで：幹線付近の仮設給水栓（1人1日20リットル）
- ・ 21日まで：支線上の仮設給水栓（1人1日100リットル）
- ・ 28日まで：仮配管による各戸給水や共用栓（1人1日250リットル）

S3-31-02-01 下水道施設の災害応急対策

緊急要員の確保

緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道管理者に応援を要請する。

復旧用資機材業者及び工事業者への協力要請

復旧用資材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。

被災状況の把握及び応急対策

施設の被災者状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を次のとおり実施する。

	第一段階	第二段階
主要目標	被害拡大、二次災害の防止	暫定機能の確保
管路	緊急調査 ・被害拡大、二次災害の防止のための調査（主に地表からの調査） ・管路の破損による道路等他施設への影響調査 ・重要な区間の被害概要の把握	応急調査 ・被害拡大、二次災害防止のための調査（管内、マンホール内まで調査） ・下水道の機能的、構造的な被害程度の調査
	緊急措置 ・マンホールと道路の段差への安全柵 ・陥没部への土砂投入 ・可搬式ポンプによる排水 ・下水道施設の使用中止依頼	応急復旧 ・管内、マンホール内の土砂の浚渫 ・止水バンドによる圧送管の止水 ・可搬式ポンプによる下水の排除 ・仮管渠の設置
処理場、ポンプ場施設	緊急点検 ・人的被害につながる二次災害の未然防止、予防	
	緊急調査 ・被害状況の概要把握 ・大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査	応急調査 ・処理場、ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査
	緊急措置 ・火器の使用禁止、立入の禁止、漏えい箇所のシール	応急復旧 ・コーキング、角落としによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切りまわし、可搬式ポンプによる揚水、固形塩素剤による消毒

施設の優先的復旧

主要幹線について、優先的に復旧する。

S3-32-01-01 授業実施のための校舎等施設の確保

- ・災害の規模及び被害の程度によって次の施設を利用する。
- ・施設の決定に当たっては、関係の機関が協議し、その決定事項を教職員及び住民に徹底する。

- (1) 応急的な修理で使用できる程度の場合、当該施設の応急処置をして使用する。
- (2) 学校の一部校舎が使用できない程度の場合、特別教室、屋体施設等を利用し、なお不足するときは2部授業等の方法による。
- (3) 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合、公民館等公共施設あるいは隣接学校の校舎又は神社仏閣等を利用する。
- (4) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合、住民避難先の最寄りの学校、被災をまぬがれた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設がないときは応急仮校舎の建設をする。

S3-32-01-02 校舎等施設確保のための応援要請事項

- ・隣接学校その他公共的施設を利用して授業を行う場合には、次の事項を明示して当該施設管理者に応援を要請する。
- ・応援の要請に当たっては、教育長は、町本部長と協議して決定する。
 - ・ 応援を求める学校名
 - ・ 予定施設名又は施設種別
 - ・ 授業予定人員及び室数
 - ・ 予定期間
 - ・ その他の条件

S3-32-01-03 教育職員欠損時の確保方法

災害に伴い教育職員に欠損が生じたときは、次の方法によって補うものとする。

項目	内容
学校内操作	・ 欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。
町内操作	・ 学校内で解決できないときは、学校長は、町本部（教育部）に派遣の要請をするものとする。教育部は町内の学校間において操作するものとする。
県支部内操作	・ 町内において解決できないときは、教育部は県支部（教育班）に教職員派遣の応援要請をするものとする。
応援要請事項等	・ 教育職員派遣の応援要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 応援を求める学校名・ 授業予定場所・ 派遣要請をする人員（必要に応じその内訳）・ 派遣予定期間・ 派遣職員の宿舎その他の条件 ※なお、応援の要請に当たっては、教育長は町本部長と協議して決定するものとする。

S3-32-02-01 応急授業実施時の留意点

- (1) 災害時の授業に当たっては、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、損失児童、生徒が負担にならないように留意する。
- (2) 教育の場が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童、生徒の保健等に留意する。
- (3) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導し徹底する。
- (4) 学校が避難所に利用される場合には、収容者あるいは児童、生徒に対し、それぞれに支障とならないように充分徹底する。
- (5) 授業が不可能な事態が予想されるときは、勉学の方法、量等を周知徹底する。
- (6) 授業の不可能が長期にわたるときは、学校と児童、生徒との連絡の方法、組織（子供会等）の整備工夫をしておく。

S3-32-02-02 学校その他文教施設の清掃の留意点

- (1) 浸水した校舎等はなるべく建具、床板等をとりはずし、日光の射入、空気の流通を図り、床下汚物、泥土を除去し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを撒布する。
- (2) 泥土などで汚染された建具、床板、校具等は、よく清浄した後クレゾール水等の消毒薬を用いて拭浄する。
- (3) 浸水した便所は、よく清浄した後石炭酸水（石炭酸3：水7の割合）、クレゾール水若しくはホルマリンをもって拭浄し、又はこれを撒布し、便池には煨製石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を注ぐ。

S3-32-03-01 給食関係被害調査結果の報告の系統

給食関係の被害調査結果は、次の系統によって報告する。



S3-32-03-02 給食実施時の留意点

項目	内容
施設の管理	<ul style="list-style-type: none">・給食用施設、設備が浸水した場合等は、汚染された台所、炊事場、炊事具及び食器、戸棚等を中心にクレゾール水などの消毒薬を用いて拭浄・床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを散布
従事者の保護	<ul style="list-style-type: none">・調理及び配分等給食従事者に対しては、必要に応じ臨時の健康診断を実施・健康管理を行い、特に下痢状態にある者は、従業を禁止し、検便を行う・従事者の身体、衣服の清潔保持に努めさせる、・調理者の手洗いを励行する
飲料水の確保	<ul style="list-style-type: none">・災害時における学校の飲料水は、水道、井戸水いずれについても当分の間煮沸したものを使用する・浸水した井戸については、井戸ざらいを行い、クレゾール、石灰等を用いて十分消毒を行う
食品衛生	<ul style="list-style-type: none">・災害時における給食は、感染症、中毒等の発生防止のため調理の方法（献立）、使用原材料等に十分注意する・食事前には必ず手洗いを励行する
その他	<ul style="list-style-type: none">・学校給食共同調理場は、被災炊き出し施設に利用されることが少なくないが、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する

S3-32-03-03 防疫実施時の留意点

<ol style="list-style-type: none">(1)健康増進班は、県支部保健班あるいは学校医の意見を聞き、健康診断、臨時休校、消毒その他の事後措置の計画を立て、これに基づいてその実施の推進に当たる。(2)保護者その他の関係方面に対して患者の発生状況を周知させ、協力を求める。(3)児童、生徒等の食生活について十分な注意と指導を行う。(4)感染症の発生原因について関係機関の協力を求め、これを明らかにするとともにその原因の除去に努める。

S3-32-04-01 指定文化財一覧

番号	指定	指定年月日	種別	名称	所在地
1	国	S52.6.27	建造物	明鏡寺観音堂	伊岐津志明鏡寺
2	国	H10.5.1 H17.7.22(追加)	建造物	旧八百津発電所施設	八百津諸田
3	国	T11.4.13	工芸品	太刀銘遠近附糸巻太刀拵	個人
4	県	S33.7.16	彫刻	木造薬師如来並びに両脇侍	八百津東光寺
5	県	S33.7.16	彫刻	木造聖観音世菩薩	伊岐津志明鏡寺
6	県	S33.7.16	工芸品	縄文土器	八百津大仙寺
7	県	S33.7.16	絵画	叭叭鳥	八百津大仙寺
8	県	S33.7.16	絵画	達磨	八百津大仙寺
9	県	S49.11.13	天然記念物	大船神社社叢	八百津大船神社
10	県	S33.4.23	無形民俗	久田見祭り糸きりからくり	久田見
11	県	S50.12.10	有形民俗	久田見祭り山車六輛	久田見
12	県	S51.9.3	彫刻	木造十一面観音坐像	野上正傳寺
13	県	S51.9.3	工芸品	金銅三具足	野上正傳寺
14	県	S51.9.3	書跡	愚堂東寔筆跡	野上正傳寺
15	県	S53.7.18	絵画	絹本著色阿弥陀来迎図	八百津善慧寺
16	県	S53.12.19	天然記念物	ハッチョウトンボ群生地	八百津字蛇ヶ谷
17	県	S62.3.10	書跡	東陽英朝書跡	八百津大仙寺
18	県	S62.8.11	書跡	愚堂東寔書跡	八百津大仙寺
19	県	S63.8.23	絵画	絹本著色東陽英朝禅師像	八百津大仙寺
20	県	S63.8.23	絵画	絹本墨画？石図	八百津大仙寺
21	町	S32.12.20	彫刻	木造十一面観音立像	八百津東光寺
22	町	S32.12.20	絵画	猿	八百津大仙寺
23	町	S32.12.20	絵画	十六善神図	伊岐津志明鏡寺
24	町	S36.5.4	書跡	円海上人論旨	八百津善慧寺
25	町	S36.5.4	書跡	斉藤妙椿書状	八百津善慧寺
26	町	S36.5.4	史跡	定屋敷第一号炉址	伊岐津志中野
27	町	S40.4.10	史跡	和知城址	野上大門西
28	町	S47.1.20	書跡	織田信長書状	野上正傳寺
29	町	S49.10.1	工芸品	和鏡	八百津大船神社
30	町	S49.10.1	工芸品	懸仏	八百津大船神社
31	町	S49.10.1	工芸品	刀剣	八百津大船神社
32	町	S50.6.17	無形民俗	久田見祭り獅子舞及び拍子	久田見
33	町	S50.6.17	天然記念物	クロガネモチの木	錦津字枳形
34	町	S51.2.24	書跡	山岡鉄舟書	野上正傳寺
35	町	S51.2.24	書跡	白隠禅師書	野上正傳寺
36	町	S51.12.11	絵画	涅槃図	八百津善慧寺
37	町	S51.12.11	絵画	虎	八百津善慧寺
38	町	S51.12.11	書跡	論旨	八百津善慧寺
39	町	S51.12.11	書跡	一条兼良書跡	八百津善慧寺
40	町	S52.10.1	史跡	元黒瀬湊の灯台	八百津港町
41	町	S52.12.14	史跡	円山古墳	和知字裕
42	町	S53.8.4	絵画	十六善神図	上飯田正宗寺
43	町	S53.8.4	絵画	だるま図	上飯田正宗寺
44	町	S53.8.4	無形民俗	錦織に伝わる木遣音頭	錦織
45	町	S53.8.4	無形民俗	杣沢に伝わる雨乞神事	八百津杣沢

番号	指定	指定年月日	種別	名称	所在地
46	町	S54.1.30	無形民俗	久田見祭りの神馬まわし	久田見
47	町	S57.7.6	彫刻	木彫千体仏	上飯田正宗寺
48	町	S57.7.6	工芸品	香炉(チャンパ焼)	八百津大仙寺
49	町	S58.8.30	絵画	愚堂東寔賛墨画	八百津大仙寺
50	町	S58.8.30	絵画	愚堂東寔頂相	八百津大仙寺
51	町	S58.8.30	有形民俗	祭典神馬用馬具	八百津須賀
52	町	S58.10.1	書跡	愚堂東寔書跡	八百津大仙寺
53	町	S58.10.1	書跡	愚堂東寔書跡	八百津大仙寺
54	町	S58.10.1	書跡	東陽英朝書跡	八百津大仙寺
55	町	S59.4.2	有形民俗	八百津祭り山車	八百津
56	町	S60.2.22	天然記念物	椿の樹	野上正傳寺
57	町	S62.5.1	書跡	蓮如上人墨書	久田見法誓寺
58	町	S62.8.13	建造物	薬師堂及び棟札一式	久田見白髭神社
59	町	S63.8.11	天然記念物	枝垂れ桜	伊岐津志塩口
60	町	H1.6.13	書跡	雄禅宗虎禅師墨書	野上正傳寺
61	町	H1.6.13	有形民俗	絵馬(チャク付)	八百津大船神社
62	町	H1.6.13	建造物	大船神社本殿並びに棟札十枚	八百津大船神社
63	町	H1.12.1	建造物	土岐美濃守政房の墨書	野上正傳寺
64	町	H1.12.1	書跡	雪江宗深禅師墨書	野上正傳寺
65	町	H1.12.1	書跡	惟天景縦禅師墨書	野上正傳寺
66	町	H1.12.1	書跡	以安智察禅師墨書	野上正傳寺
67	町	H4.10.2	工芸品	版木	八百津大船神社
68	町	H26.5.30	天然記念物	宝蔵寺の山桜	久田見野黒

(指定件数 国 3 県 17 町 48)

番号	指定	指定年月日	種別	名称	所在地
1	国	H10.10.9	建造物	熊野神社目隠門	八百津熊野神社
2	国	H20.4.18	建造物	法誓寺本堂	久田見法誓寺

S3-32-05-01 災害救助法による学用品支給条件

項目	内容
支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・住家が焼失、流出、倒壊又は半焼、半壊、床上浸水による被害を受けた小・中学校に在籍する児童生徒で、学用品を滅失又は毀損した者
費用基準	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書代は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材を支給するための実費 ・文房具及び通学用品等の費用は、小学校児童、中学校生徒ともに岐阜県災害救助法施行規則に定める額の範囲内
支給期間	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書は、災害発生の日から1か月以内 ・文房具及び通学用品等は、災害発生の日から15日以内 ・期間内に支給することが困難な場合、町本部は次の事項を明示して、県中濃支部教育班を通じて県本部に期間延長を要請する <ul style="list-style-type: none"> ・延長の見込期間 ・期間延長を要する地域 ・期間延長を要する理由 ・延長を要する地域ごとの児童・生徒数 ・その他

S3-32-05-02 確保すべき学用品

<p>(1) 教科書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災教科書の報告に基づき調達 <p>(2) 文房具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノート、鉛筆、用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、下敷き等（町教育委員会で承認した学用品を含む。） （災害救助法適用時のみ） <p>(3) 通学用品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カバン、手下げ袋、雨具、サブバック、履物等 （災害救助法適用時のみ） <p>（注）教科書の輸送が販売取扱店から直接教育部に送付されたときは、納品書を取りまとめ、県本部学校支援班に提出する。</p>

S4-3-02-01 激甚災害に係る財政援助措置

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・公共土木施設災害関連事業
- ・公立学校施設災害復旧事業
- ・公営住宅等災害復旧事業
- ・生活保護施設災害復旧事業
- ・児童福祉施設災害復旧事業
- ・老人福祉施設災害復旧事業
- ・身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ・精神薄弱者援護施設災害復旧事業
- ・婦人保護施設災害復旧事業
- ・感染症予防施設災害復旧事業
- ・感染症予防施設事業
- ・堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ・湛水排除事業

農林水産業に関する特別の助成

- ・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- ・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ・土地改良区等の行う湛水防除事業に対する補助
- ・共同利用小型漁船の建造費の補助
- ・森林災害復旧事業に対する補助

中小企業に関する特別の助成

- ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

その他の財政援助及び助成

- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ・町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- ・水防資機材費の補助の特例
- ・被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ・公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林業の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ・雇用保険による求職者給付の支給に関する特例

S4-4-01-01 災害援護資金の貸付対象・内容・条件

項目	内容
貸付機関	・町本部
貸付対象	・世帯町の区域内において、災害救助法による救助が行われる災害その他政令で定める災害により、災害援護資金の貸付け事由たる被害を受けた世帯 ・その世帯に属する者の所得の合計が政令で定める額に満たない世帯の世帯主
貸付世帯数	・特別制限なし
資金の内容	・特別に資金種別の制限はなし ・生活の立て直しに必要な経費として貸付
貸付限度額	・住宅損害有 350万円 ・住宅損害無 250万円
貸付条件	・貸付期間 10年 ・利率は年3%とし、償還方法は年賦等 ・保証人は1人 ・違約金は、延滞元金利額につき年5%
提出書類	・災害援護資金借入申込書（用紙は町備付）

S4-4-01-02 生活福祉資金の貸付対象・内容・条件

項目	内容
貸付機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県社会福祉協議会が貸し付け、民生児童委員と町社会福祉協議会が協力する。
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害により住宅等が被害を受けた世帯で、県内に居住しており、世帯の収入が一定基準額以下の低所得者世帯、障害者世帯及び高齢者世帯。
資金の目的と 上限金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 150万円 ・ 住宅の補修に必要な経費 250万円 ・ 資金使途が重複する場合は、上限400万円となります。
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 償還期間は7年以内。 ・ 据置期間は6ヶ月以内。 ・ 原則として借受人と別世帯の65歳未満で安定した収入のある連帯保証人を1名立てる必要があります。 ・ 連帯保証人を立てる場合、貸付利子は無利子となります。 ・ 連帯保証人が立てられない場合、貸付利子は年1.5%となります。 ・ 延滞利子は、延滞元金につき年10.75%となります。
提出書類	<p>申込にあたっては、借入申込書に次の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借受申込書の本人確認ができる書類(住民票等)の写し ・ 借受申込者の資力がわかる書類(住民課税証明書、源泉徴収票、確定申告書等のいずれか)の写し ・ その他世帯で収入がある方について収入が確認できる書類(年金通知・パート給与明細等)の写し ・ 資金の目的ごとに必要な添付書類 ・ 身体等に障害をお持ちの世帯は、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の写し ・ 外国人の場合は、在留資格・居住地の居住歴が明記されている「登録原票記載事項証明書」 ・ 連帯保証人・連帯保証人の資力が明らかになる書類(住民課税証明書又は固定資産課税証明書) ・ その他県社会福祉協議会が必要とする書類 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <pre> graph LR A[借入希望者] --> B[地区担当 民生児童委員] B --> C[町社会 福祉協議会] C --> D[県社会福祉 協議会] </pre> </div>

S4-4-01-03 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付対象・内容・条件

項目	内容
貸付機関	県（可茂県事務所）が貸し付ける 申込等は、可茂県事務所（母子自律支援員）及び民生児童委員が協力
貸付対象	災害によって住家又は事業所若しくは家財、商品等が被害を受けた配偶者のいない女子で、現に児童等（20歳未満）を扶養している者及び寡婦等
貸付世帯数	特別制限ないが、資金保有高の範囲内において実施
資金種別	住宅資金
貸付限度額	原則200万円 一般の場合は150万円まで
貸付条件	貸付期間は7年 利率は年1.5%とし、償還方法は月賦等 保証人は1人以上 違約金は、延滞元金利額につき年10.75%
提出書類	借入希望者は、次の書類を作成して、借入希望者の居住地域を担当する振興局に提出 ・貸付申請書 ・戸籍謄本 ・罹災証明書 ・税額及び資産等証明書 ・補修計画書（住宅資金について） 書類は、原則として以下の系統で提出する

S4-4-02-01 救助の報告を要する事項・内訳

報告事項		報告様式		その都 度報告	日 報	期間 指定報告
		様式名称	様式番号			
被害	概況報告	住家等一般被害状 況等報告書		○		
	中間報告			○		
	確定報告					
避難所 設置	開設報告	—		○		
	収容状況報告	救助日報			○	
	閉鎖報告	—		○		
仮設住 宅設置	住宅対策報告	住宅総合災害対策 報告書				○5日以内
仮設住宅 設置	入居該当 世帯報告	応急仮設住宅入居 該当世帯調				○5日以内
	着工報告 (町委託分)	救助日報			○	
	竣工報告 (町委託分)	救助日報			○	
	入居報告	—		○		
炊出状況報告		救助日報			○	
飲料水供給状況報告		救助日報			○	
被服寝具生活 必需品給与	世帯構成員別 被害報告	世帯構成員別被害 状況				○2日以内
	支給状況報告	救助日報			○	
	支給完了報告	—		○		
医療・助 産	医療班 出動要請	—		○		
	医療班 出動報告	医療班出動編成表		○		
	医療助産 実施状況報告	救助日報			○	
被災者救出状況報告		救助日報			○	
住宅応急修 理	住宅対策報告	(住宅総合災害対 策報告書)				○5日以内
	住宅応急修理 該当世帯報告	住宅応急修理該当 世帯調				○5日以内
	着工報告 (町委託分)	救助日報			○	
	竣工報告 (町委託分)	救助日報			○	
被災教科書報告		被災教科書報告書				○5日以内

報告事項		報告様式		その都 度報告	日 報	期間 指定報告
		様式名称	様式番号			
学用品 支給	学用品 支給状況報告	救助日報			○	
	学用品 支給完了報告	—		○		
埋葬救助状況報告		救助日報			○	
遺体捜索状況報告		救助日報			○	
遺体処理状況報告		救助日報			○	
障害物 除去	住宅対策報告	(住宅総合災害対 策報告書)				○5日以内
	障害物除去該当 世帯報告	障害物除去該当世 帯調				○5日以内
	障害物 除去状況報告	救助日報			○	
	障害物 除去完了報告	—		○		
輸送、雇用状況報告		救助日報			○	
救助期間、程度、 方法、特例申請		—		(程度、 方法) ○		(期間特例) 各救助実施 期間中

(注) 詳細内容は、各救助計画の定めるところによる。

S4-4-02-02 災害救助法適用基準

適用被害基準

- ・町地域内の被害が、次の各号の一に該当する災害時で、県本部長が災害救助法による救助実施の必要があると認めるときに適用される。

- (1) 住家の全失世帯が40世帯以上に達したとき
- (2) 県地域の全失住宅被害の集計が2,000世帯以上に達し、かつ、町地域内の被害が20世帯以上に達したとき
- (3) 県地域の全失住宅被害の集計が9,000世帯以上に達し、かつ、町地域内の被害世帯数が多数であるとき
- (4) 災害が隔絶した地域に発生し災害にかかった者の救助が著しく困難とする特別の事由がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき等にも適用される
- (5) 多数の者が災害により生命又は身体に危害を受けるおそれが生じたとき

- ・災害の発生した地域の条件あるいは災害の種別等によって、計数上の基準に達しない場合でも県本部長がその必要を認めたときは災害救助法を適用することがある。

被害計算の方法等

- ・適用の基準となる全失世帯の換算等の計算は、次の方法によるものとする。

- (1) 住家の半失（半焼、半壊）世帯は、全失世帯の2分の1、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は、3分の1として計算
- (2) 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまで世帯数で計算
例) 被害家屋は1戸であっても3世帯が居住していれば、3世帯として計上
- (3) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯等については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮し、実情に即して決定
- (4) 災害の種別については限定せず、洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても被害計算は同じ方法を使用

救助法の適用と救助の程度

- ・災害救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、岐阜県災害救助法施行細則の定めるところによる。
- ・災害の種別地域条件その他の状況によって県本部長が、必要と認める範囲において実施する。

S4-4-02-03 救助の種類と実施者

- ・町は、被災者の生活基盤、経済活動を早期に回復するための支援を迅速に実施するため、「岐阜県地震防災行動計画」に基づき、あらかじめ災害救助法の運用マニュアルの整備を行う。
- ・災害救助法による救助の種類とその実施者は、次表のとおりとする。

救助の種類	実施期間	実施者
避難場所の設置及び収容	7日以内	町本部（町民部）
炊出し及び食品の給与	7日以内	町本部（給食センター部）
飲料水の供給	7日以内	町本部（水道環境部）
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分＝町本部（産業部）
医療	14日以内	医療班派遣＝県本部、日赤支部、町本部 (健康福祉部)
助産救助	分べんした日から 7日以内	その他＝町本部（健康福祉部）
学用品の給与	教科書1ヵ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分＝町本部（教育部）
災害にかかった者の救出	3日以内	町本部（災害救助部）
埋葬	10日以内	町本部（健康福祉部）
仮設住宅の建設	着工より20日以内	町本部（建設部）
住宅応急修理	1ヵ月以内	町本部（建設部）
遺体の搜索	10日以内	町本部（災害救助部）
遺体の処理	10日以内	町本部（健康福祉部）
障害物の除去	10日以内	町本部（建設部）

- (1) 本実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので、実際の実施に当たっては、県本部実施分を町本部が、また、町本部実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して決定するものとする。
- (2) 救助法の実施は、知事である県本部長が法的責任者であるが、町本部の行う救助活動は、災害救助法第30条の規定による知事の町長に対する職権委任に基づくものである。
- (3) 町本部は、救助を実施し、又は実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡するものとする。ただし、実施に当たって連絡しその指示を得る暇のないときは、町本部で実施し、その結果を報告するものとする。
- (4) 実施期間は、災害発生の日からの期限（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。したがって、この期間内に救助を終了（着工）するようしなければならない。

S4-5-01-01 被災中小企業の自立支援対策

- ・ 県、市町村及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。
- ・ 県及び市町村は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

- (1) 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
- (2) 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引き上げ及び保率の引き下げ
- (3) 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- (4) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- (5) 貸付事務等の簡易迅速化
- (6) 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分への猶予等の特別措置
- (7) 租税の徴収猶予及び減免
- (8) 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- (9) その他各種資金の貸付け等必要な措置

S4-6-01-01 農業関係資金

- ・ 天災融資法による資金農業災害緊急支援資金
- ・ 農業災害緊急支援特別資金
- ・ 農林漁業セーフティネット資金
- ・ 農業経営基盤強化資金
- ・ 農業基盤整備資金
- ・ 農林漁業施設資金

S4-6-01-02 林業関係資金

- ・ 天災融資法による資金
- ・ 農林漁業セーフティネット資金
- ・ 農林漁業施設資金
- ・ 林業基盤整備資金